



RIETI Discussion Paper Series 17-J-041

# 中国産品輸入に対するAD税賦課 中国WTO加盟議定書15条a項ii号の失効の意味と対応策

梅島 修  
高崎経済大学



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

中国産品輸入に対する AD 税賦課  
中国 WTO 加盟議定書 15 条 a 項 ii 号の失効の意味と対応策<sup>1</sup>

梅島修（高崎経済大学経済学部国際学科教授）

要 旨

中国は、WTO 加盟時に中国産品のアンチダンピング税（「AD 税」）の認定方法として非市場経済方式を適用することを認めた。本稿は、かかる適用を認めた中国 WTO 加盟議定書第 15 条 a 項のうち ii 号が 2016 年 12 月 11 日をもって失効したことによる、中国産品に課する AD 税への影響と対応策を検討するものである。

輸入国は、非市場経済方式を適用することにより市場経済国産品に対する AD 税率に比して大幅に高い AD 税を広範な中国産品に課し、国内産業を保護してきた。このため、ii 号失効後も当該適用が認められるかは重大な問題であり、多くの議論を呼んでいるが、失効後は、輸入国側が国内法令等に定めた基準に従って中国生産者が非市場経済の状況にあると立証した場合に非市場経済方式を適用することができるとの解釈が適切であろう。ただし、かかる基準は中国の WTO 加盟時に定められているべきである。

中国は本件を WTO 提訴しているが、市場経済方式に基づいて認定せざるを得ないこととなっても、一定の場合、AD 協定の「特殊な市場状況」規定の範囲内で構成価額を用いた非市場経済方式に類似した方法を適用することは可能であると思われる。

キーワード：アンチダンピング、中国、WTO、加盟議定書、非市場経済、特殊な市場状況、構成価額

JEL classification: K33, O24, P33

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

<sup>1</sup>本稿は、独立行政法人経済産業研究所におけるプロジェクト「現代国際通商・投資システムの総合的研究（第 III 期）」下の「公的支援の競争中立性をめぐる国際経済法研究会」の成果の一部である。本稿の原案に対して、川瀬剛教授（上智大学）ならびに経済産業研究所ディスカッション・ペーパー検討会の方々から多くの有益なコメントを頂いた。ここに記して、感謝の意を表したい。

## 目次

|   |    |
|---|----|
| 序   | 1  |
| 第1章 WTO・AD 制度と中国産品の AD 調査における例外                   | 3  |
| 1. 通常のダンピングマージン計算(市場経済方式)と非市場経済条項                 | 3  |
| 2. 米国の非市場経済方式                                     | 4  |
| (1) 非市場経済国の認定                                     | 4  |
| (2) 市場志向産業  | 5  |
| (3) 非市場経済方式の適用                                    | 6  |
| 3. EU の非市場経済方式                                    | 9  |
| (1) 非市場経済国の認定                                     | 9  |
| (2) 「市場経済待遇」(MET)規定                               | 10 |
| (3) 個別待遇(IT)の新設とWTO 上級委員会判断を受けての変更                | 11 |
| (4) 類似国価格法  | 12 |
| 4. 非市場経済方式のダンピングマージンに対する影響                        | 13 |
| (1) 中国企業と市場経済国企業の AD 税率差:2006 年米国会計検査院報告          | 14 |
| (2) 中国産品輸入に対する AD 措置の件数                           | 15 |
| 第2章 中国 WTO 加盟議定書第 15 条の内容とその解釈                    | 16 |
| 1. 中国 WTO 加盟議定書第 15 条の内容                          | 16 |
| 2. 中国 WTO 加盟議定書第 15 条 a 項 ii 号失効の議論               | 19 |
| (1) 端緒  | 19 |
| (2) 立証責任転換説                                       | 20 |
| (3) 市場経済地位賦与説                                     | 24 |
| (4) 非市場経済地位継続説                                    | 27 |
| 3. 評価   | 28 |
| (1) WTO 協定解釈の基本                                   | 28 |
| (2) 立証責任転換説の評価                                    | 29 |
| (3) 市場経済地位賦与説の解釈は不適切である                           | 30 |
| (4) 非市場経済地位継続説の主張する推定に根拠はない                       | 32 |
| (5) 非市場経済方式の適用が認められる状況                            | 32 |
| (6) 中国を市場経済であると認定する法令上の基準がない場合                    | 33 |
| 第3章 米国、EU、日本における中国 WTO 加盟議定書第 15 条 a 項 ii 号失効後の対応 | 35 |
| 1. 米国   | 35 |
| (1) 中国の市場経済地位の見直し                                 | 35 |

|   |    |
|---|----|
| (2) 「特殊な市場の状況」の活用.....                          | 36 |
| 2. EU.....                                      | 37 |
| 3. カナダ.....                                     | 38 |
| (1) 概要.....                                     | 38 |
| (2) 非市場経済の立証.....                               | 39 |
| (3) 非市場経済方式における正常価額.....                        | 41 |
| 4. 日本.....                                      | 41 |
| 第4章 AD協定に定める「特殊な市場状況」と構成価額.....                 | 42 |
| 1. AD協定の規定.....                                 | 43 |
| (1) AD協定2.2条.....                               | 43 |
| (2) AD協定第2.2.1.1条.....                          | 43 |
| 2. オーストラリアの対応.....                              | 44 |
| (1) 概要.....                                     | 44 |
| (2) 最近の事例.....                                  | 44 |
| 3. <i>EU-Biodiesel</i> ・WTO紛争－「特殊な市場状況」の適用..... | 45 |
| (1) 事実関係.....                                   | 46 |
| (2) 上級委員会の判断.....                               | 46 |
| (3) 分析.....                                     | 47 |
| 第5章 結論.....                                     | 52 |
| 第6章 資料:.....                                    | 53 |
| 1. 中国WTO加盟議定書第15条全文.....                        | 53 |
| 2. 作業部会報告書149項乃至151項.....                       | 54 |
| 3. AD協定2.2条.....                                | 55 |
| 4. AD協定2.2.1.1条.....                            | 56 |
| 参考文献.....                                       | 57 |

## 序

中華人民共和国(以下「中国」)は、2001年12月11日、世界貿易機関(World Trade Organization、以下「WTO」)に加盟したが、その加盟条件の一つとして、WTO加盟議定書<sup>2</sup>第15条に、中国産品に対するアンチダンピング調査(以下「AD調査」)に適用されるダンピングマージン計算方法として、「中国における国内価格またはコストとの厳密な比較にはよらない方法」(以下「非市場経済方式」という)を適用することを認めた。この条項は、当時、米国及びEUが既に中国産品の正常価額認定に適用していた方法を、中国がWTO加盟後も継続して適用することを容認したものである。この計算方法により、中国産品輸入には、市場経済国産の輸入にアンチダンピング措置(以下「AD措置」)として課せられる不当廉売関税(以下「AD税」)よりも大幅に高いAD税が課せられる結果となっている<sup>3</sup>。

中国がWTOに加盟した後、中国産品輸入に対するAD措置の重要性はさらに高まっている。米国は、中国がWTOに加盟する前年の2000年には、中国産品の対米輸出額の1.5%にAD措置を課していたが、2015年には約7%まで拡大していると報告されている<sup>4</sup>。G20諸国全体でも、2013年には中国産品輸入額の7%に貿易救済措置を課しており、そのほとんどがAD措置であったとされている<sup>5</sup>。

このように、中国WTO加盟議定書15条は中国産品輸入から国内産業を保護する対策として重要な役割を担っている非市場経済方式の適用を輸入国に許容しているが、同条のうちa項ii号は中国のWTO加盟後15年、即ち2016年12月11日以降は効力を有しないことと定められている。中国は、同号の失効後は非市場経済方式の適用は認められないとして、2016年12月12日、EU及び米国を相手取って、WTO紛争解決機関に提訴した<sup>6</sup>。2017年4月3日にはEUとの紛争についてパネルが設置され、現在、係属中である<sup>7</sup>。WTO紛争解決では、本件の論争がこれから本格化しようとしている。

---

<sup>2</sup> *Accession of the People's Republic of China*, Decision of 10 November 2001, WT/L/432, 23 November 2001 (以下「中国WTO加盟議定書」)。

<sup>3</sup> 後述第1章4.参照。

<sup>4</sup> Chad P. Bown “*Should the United States Recognize China as a Market Economy?*” Peterson Institute for Internal Economics, December 2016, pp.4-5 (available at <https://piie.com/system/files/documents/pb16-24.pdf> as of 18 May 2017)。

<sup>5</sup> Chad P. Bown, “*China's Market Economy Status and Antidumping: A \$100 Billion, \$10 Billion, or \$1 Billion Dispute?*” Trade and Investment Policy Watch blog, June 8, 2016, Peterson Institute for International Economics (available at <https://piie.com/blogs/trade-investment-policy-watch/chinas-market-economy-status-and-antidumping-100-billion-10> as of 18 May 2017)。

<sup>6</sup> *European Union - Measures Related to Price Comparison Methodologies – Request for consultation*, WT/DS516/1, 15 December 2017; *United States - Measures Related to Price Comparison Methodologies – Request for consultation*, WT/DS515/1, 15 December 2017;

<sup>7</sup> 他方、米国に対する紛争について、中国はパネル設置要請を行っておらず、二国間協議段階にとどまっている。

わが国は、現在、高重合度ポリエチレンテレフタレート及び炭素鋼製突合せ溶接式継手の中国産品に対してそれぞれ AD 調査<sup>8</sup>を行っており、中国産品の AD 調査に非市場経済方式を適用するか否かを判断しなければならない段階に至っている。

かかる状況を踏まえ、本稿では、通常の市場経済国の産品輸入についてのダンピングマージン計算方法を見た上で、AD 措置の主要ユーザーである米国および EU<sup>9</sup>が、中国産品のダンピングマージン計算に適用している方法を概観し、かかる方法がダンピングマージン率の程度に及ぼしている影響について説明する。次いで、中国 WTO 加盟議定書第 15 条 a 項 ii 号が失効することによる非市場経済方式の適用の可否についての議論を精査して、今後、わが国として選択すべき方法を検討する。

さらに、米国、EU、わが国が行っている同号失効への対応、また、中国は市場経済国であるとの前提に立った上で非市場経済方式を適用しているカナダの AD 調査、中国を市場経済と認定したものの WTO アンチダンピング協定<sup>10</sup>(以下「AD 協定」)第 2.2 条に基づく「特殊な市場状況」を適用してダンピングマージン計算の一部に非市場経済方式と同様な方法を適用しているオーストラリアの AD 調査、そしてかかる方法の AD 協定 2.2.1.1 条との整合性を論じた EU - Biodiesel 上級委員会報告書<sup>11</sup>を検討して、中国産品の AD 調査において GATT 及び AD 協定の定める市場経済方式を適用することとされた場合に、中国政府の市場介入による悪効果を WTO 協定整合的にダンピングマージン計算から排除する方法を検討する。

---

<sup>8</sup> 高重合度ポリエチレンテレフタレート調査開始告示(財務省告示第二百八十七号、平成 28 年 9 月 30 日)、炭素鋼製突合せ溶接式継手調査開始告示(財務省告示第八十六号、平成 29 年 3 月 31 日)。

<sup>9</sup> 欧州共同体(EC)が欧州連合(EU)となるのは 2009 年であるが、本稿では、統一して EU との表現を用いる。

<sup>10</sup> *Agreement on Implementation of Article VI of the General Agreement on Tariffs and Trade 1994*

<sup>11</sup> *EU - Biodiesel 上級委員会報告書, European Union - Anti-Dumping Measures on Biodiesel from Argentina, WT/DS473/AB/R, adopted 26 October 2016.*

## 第1章 WTO・AD 制度と中国産品の AD 調査における例外

WTO 加盟国は、GATT<sup>12</sup>第 6 条及び AD 協定の規定に従って輸入産品に AD 措置を課すことができる。他方、米国、EU は、中国が WTO に加盟する以前から、中国産品の AD 調査において、当該協定の定める通常の方式ではない、非市場経済方式で正常価額を認定し、ダンピングマージンを計算していた。中国 WTO 加盟議定書第 15 条は、かかる状況において、中国の WTO 加盟後における非市場経済方式の適用条件を規定したものである<sup>13</sup>。

現在、非市場経済方式として中国産品のダンピングマージン計算の基礎となる正常価額を認定する方法は、米国の採用する「代替価値」(surrogate value)方式と、EU、わが国、カナダなどが採用する「類似国価格」(analogue country price)方式とに分かれる。

本章では、GATT 第 6 条及び AD 協定に定める通常のダンピングマージンの計算方法、そして、その例外として中国 WTO 加盟議定書第 15 条により認められている中国産品の正常価額の認定方法とその効果について概観する。

### 1. 通常のダンピングマージン計算(市場経済方式)と非市場経済条項

通常のダンピングマージン認定方法は GATT 第 6 条 1 項及び 2 項及び AD 協定に定められている。本稿では、この方法を「市場経済方式」と呼ぶ。

GATT 第 6 条 1 項は、ある産品が「正常価額」を下回った価格で輸入国へ輸入されている状態をダンピングと定義し、かかるダンピング輸入によって国内産業に損害が生じている場合、非難されるべきダンピングがなされている、としている。同条 2 項は、かかるダンピングが生じている場合、輸入国に、正常価額と輸出価格との価格差、即ちダンピングマージンを上限として AD 関税を課すことを認めている。

正常価額は、輸出生産者が輸出国内で販売する同種の産品の販売価格に基づくこととされている。ただし、当該価格がない、販売数量がわずかである、または輸出国の国内市場が特殊な状況にある場合には<sup>14</sup>、輸出生産者の第三国への輸出価格または構成価額(原産国の製造原価に財務費用を含む販売一般管理費及び利益を加えた価額)のいずれかとする事ができる。AD 協定第 6.10 条は、ダンピングマージンは輸出国の輸出者または生産者毎に認定されると定めている。

この市場経済方式の例外として、GATT は、国家により貿易が独占されている国からの輸入について、附属書 I「第六条について」「1 について」の 2 項に、「国内価格との厳格な比較が必ずしも適当でないことを考慮する必要があることを認める」と定め、市場経済方法とは異なる方法(即ち、本稿でいう「非市場経済方式」)により正常価額を認定してダンピングマージンを計算することを認めている。AD 協定は、第 2.7 条に、かかる例外の適用を認めている。

<sup>12</sup> The General Agreement on Tariffs and Trade (GATT 1947)

<sup>13</sup> 作業部会報告書 150-151 項。

<sup>14</sup> AD 協定第 2.2 条。

## 2. 米国の非市場経済方式

### (1) 非市場経済国の認定

米国は、1988年包括通商競争力法<sup>15</sup>第1316条により、1930年関税法第771条(18)及び第773条(c)<sup>16</sup>に非市場経済国条項を新設して、商務省に、次の6要因を検討して輸出国を非市場経済国と指定する権限を与えた。かかる指定は、その後、当該要因に照らして当該国が市場経済国であるとの再判断がなされるまで有効である。

- i. どの程度、当該輸出国の通貨が他国通貨と交換可能であるか。
- ii. どの程度、労使間交渉により賃金水準が決まっているのか。
- iii. どの程度、外資による投資が認められているか。
- iv. どの程度、政府が生産手段を統制しているのか。
- v. 政府による資源配分、価格、および生産決定に対する統制はあるのか。
- vi. その他当局が適切であると考ええる要因<sup>17</sup>。

米国商務省は、中国について、直近では2006年に、次の点から非市場経済であるとの判断を下している<sup>18</sup>。

- ・ 外国為替：近年、中国政府は改革を進めているものの、依然として資本の流出入に制限を加えており、市場の状況の為替レートへの反映に介入している。
- ・ 賃金：労働者の団結権、ストライキ権などが制限され、労働力の移動についても制限を加えるなど、賃金が市場により形成されることを制限している。
- ・ 外国投資：外国投資は自由化されてきているものの、政府の選好する輸出産業及び

---

<sup>15</sup> Omnibus Trade Competitiveness Act of 1988, Public Law 100-418, August 23, 1988.

<sup>16</sup> Section 771(18) of Trade Act of 1930, codified as 19 U.S.C. 1677(18).

Sections 771 (18) and 773 (c) of the Tariff Act of 1930, codified as 19 U.S.C. §1677(18) and 1677b(c), as amended by Pu L. 100-418, § 1316(b), added par (18) and 1316(a).

<sup>17</sup> この翻訳は、牧野直史『各国の国内AD制度における非市場経済国の扱い』WTO/FTA Column Vol. 29, 2004年6月14日 (available at [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfile/report/07000748/wto\\_cn\\_ad.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07000748/wto_cn_ad.pdf))に拠った。

<sup>18</sup> Memorandum for David M. Spooner, Assistant Secretary for Import Administration, re: Antidumping Duty Investigation of Certain Lined Paper Products from the People's Republic of China ("China") – China's status as a non-market economy ("NME"), August 30, 2006.

また、非市場経済国である中国に対して相殺関税を課すことの正当性について、Memorandum for David M. Spooner, Assistant Secretary for AD/CVD Policy and Negotiation, re: Countervailing Duty Investigation of Coated Free Sheet Paper from the People's Republic of China - Whether the Analytical Elements of the Georgetown Steel Opinion are Applicable to China's Present-Day Economy, March 29, 2007 参照。

特定地域へ誘導して、特定の国内産業を外国投資との競争から保護している。

- ・ 国営企業：一部産業については政府支配がなくなっているが、核となる産業については依然として政府の支配が確保されている。
- ・ 資源配分：過半数の価格設定は自由化され、市場を基本とした資源配分がなされ、民間企業が効率的に経営され、利益を得ている。しかし、従来の価格統制ではなく、制度上の制限、土地使用権の分配、国有銀行からの巨額の信用供与・融資などにより、国有企業が経済において依然として重要な役割を果たしている。
- ・ その他：市場経済を導入するよう改革が進められているが、法令、財産権、破産など構造的弱点の克服に直面しており、依然として政府は経済の相当程度を支配する権限を有している。

## (2) 市場志向産業

1988年包括通商競争力法により改正された1930年関税法は、輸入産品が非市場経済国から輸出されたものである場合において、商務省が関係情報に基づき正常価額を市場経済方式により認定することができないと判断されたときは、「代替価値法」により正常価額を計算する、と定めている<sup>19</sup>。かかる条項に基づき、商務省は、実務上、次の要因を満たした場合、個別産業ごとにかかる判断を行えることとしている。

- ・ 製品の価格設定及び生産量の決定に、政府が一切関与していないこと。
- ・ 製品を生産する産業は、民間の所有または集団所有であること。
- ・ 全ての顕著な原材料及び非原材料(労務費、工場間接費など)について、市場により決定された価格が支払われており、市場により決定された価格ではない費用は製品全体の価値の顕著ではない部分であること。
- ・ 政府により要求されている生産量がある場合、当該生産量は全生産量に比して顕著ではないこと<sup>20</sup>。

このように、米国の制度では、商務省は、ある国を非市場経済国と認定した場合であっても、上述の基準に照らして調査対象産業が市場志向産業であるか否かを検討した上で、かかる状況にはないと判断されたときは、非市場経済方式による正常価額を計算、認定する組み立てとなっている。

しかし、これまで市場志向産業の議論がなされた事例はある<sup>21</sup>ものの、それが認められた事

<sup>19</sup> Section 773(c)(1) of Tariff Act of 1930, codified as 19 U.S.C. §1677b(c)(1)

<sup>20</sup> Antidumping Manual, Chapter 10: Non-Market Economy (available at <http://enforcement.trade.gov/admanual/2015/Chapter%2010%20NME.pdf>, as of 3 May 2017), p.30.

<sup>21</sup> *Notice of Preliminary Determination of Sales at Less Than Fair Value, Postponement of Final Determination, and Affirmative Preliminary Determination of Critical Circumstances:*

例はなく<sup>22</sup>、非市場経済国産品に対する全ての AD 調査において、非市場経済方式を適用している。

### (3) 非市場経済方式の適用

米国は、非市場経済方式として代替価値法を採用している。その方法による正常価額の計算の詳細は、商務省規則に定められている<sup>23</sup>。

1930 年関税法<sup>24</sup>は、代替価値法によることが不適切である場合には、後述する EU と同様な類似国価格法を用いることができると定めているが、商務省の実務では類似価格法を使用しないこととされている<sup>25</sup>。

#### ① 分離レートテスト(separate rate test)

##### (ア) 個別レート認定のための要件—分離レートテスト

商務省は、個別調査において、調査対象輸出者に、分離レートテスト(separate rate test)を行い、このテストに合格した輸出者について、分離レートと呼ばれる個別の AD 税率を認定する。

商務省は、まず、個別輸出者が、政府から法律上の(de jure)独立性及び事実上の(de facto)独立性を有するか否かを問う質問事項への回答を求める。当該回答からそれら双方が認められた輸出者について、個別に、非市場経済方式に基づき正常価額(及び輸出国内輸送費、通関費用など、非市場経済国内で発生した輸出経費)を認定する。この正常価額を当該輸出者の実際の輸出価格と比較してダンピングマージンを計算し、個別の AD 税率を決定する。かかる独立性が認められなかった輸出者は政府と一体であるとみなされ、個別のダンピングマージンは計算されず、国全体税率が適用される。

##### (イ) WTO 協定整合性

この分離レートテスト及び国全体レートについて、*US – Shrimp II (Vietnam)* WTO 紛争パネルは、WTO 協定に不整合であるとの判断を示している<sup>26</sup>。

同パネルは、分離レートテストは中国企業が中国政府の関連企業であるとの推定に立脚し

---

*Certain Color Television Receivers From the People's Republic of China*, 68 Fed. Reg. 66800, November 28, 2003; また、*Final Determination of Sales at Less Than Fair Value: Wooden Bedroom Furniture From the People's Republic of China*, 69 Fed. Reg. 67313, at Comment 1 (November 17, 2004).

<sup>22</sup> Antidumping Manual, Chapter 10 (前掲), p.31.

<sup>23</sup> 19 C.F.R. §351.408.

<sup>24</sup> Ibid.

<sup>25</sup> 19 C.F.R. §351.408(a).

<sup>26</sup> *US – Shrimp II (Viet Nam)* パネル報告書, *United States – Anti-Dumping Measures on Certain Shrimp from Viet Nam*, WT/DS429/R and Add.1, adopted 22 April 2015, upheld by Appellate Body Report WT/DS429/AB/R, para 7.168.

ており、当該企業が中国政府の関連企業がではないとの反証を行わない限り中国政府と一体をなす企業であると判断するものであるところから、AD 協定第 6.10 条及び 9.2 条に不整合である、と判断している<sup>27</sup>。

さらに、同パネルは、国全体レートを適用する企業について、商務省は調査に基づく証拠から中国政府と一体であるとみなせる企業であることを積極的に立証するものではないことを問題とした。即ち、商務省の国全体レートの認定は、全ての中国企業が政府と関連しているという反論可能な推定を置き、中国輸出者から反論のないことを根拠としているところから、AD 協定 6.10 条及び 9.2 条に不整合であると判断した<sup>28</sup>。

このパネルは、分離レートテストにより収集される証拠が調査対象の中国企業と中国政府とが一体であることを判断するための十分な証拠を提供するものであるか否かについては判断していないところに留意すべきである。分離レートテストによって収集した証拠に基づき商務省が中国政府の関連企業であると積極的に判断することは妨げられていない。また、この判断では、中国輸出者が商務省の質問状に回答しなかった場合に、これまで通り FA に基づく AD 税率を認定することは妨げられていない。

なお、*US – Shrimp II (Vietnam)* 紛争は、商務省が *Minh Phu Seafood Export Import Corporation* のダンピングマージンをゼロイングを適用しない方法で再計算して 0.00%と認定し、さらに、同社は 3 年連続して 0%のダンピングマージンであったところから同社に対する AD 税賦課を取り消すとの決定を行い<sup>29</sup>、決着した<sup>30</sup>。このため、上述の推定に係る WTO 不整合をどのように解消するものであるかは明らかにされないままである。

当該紛争とは別途に、*US – Anti-Dumping Methodologies (China)* パネルは、2016 年 10 月、国全体レートを適用する前提としている推定は AD 協定に不整合であるとの判断を示した<sup>31</sup>。この判断は上訴されなかったため、紛争解決機関は、かかる判断に従った履行を行うよう勧告することとなる<sup>32</sup>。今後、商務省が行う履行が注目される。

## ② 代替価値法

代替価値法は、市場経済方式における構成価額に基づいて正常価額を計算する方法の

<sup>27</sup> *US – Shrimp II (Viet Nam)* パネル報告書(前掲), para 7.168.

<sup>28</sup> *US – Shrimp II (Vietnam)* パネル報告書(前掲)、パラ 7.156-158.

<sup>29</sup> *Certain Frozen Warmwater Shrimp From the Socialist Republic of Vietnam: Notice of Implementation of Determination Under Section 129 of the Uruguay Round Agreements Act and Partial Revocation of the Antidumping Duty Order*, 81 Fed. Reg. 47756, July 22, 2016.

<sup>30</sup> *United States – Anti-Dumping Measures on Certain Shrimp from Viet Nam: Notification of a mutually Agreed Solution*, WT/DS429/16, G/L/980/Add.1, G/ADP/D91/1/Add.1, 22 July 2016.

<sup>31</sup> *US – Anti-Dumping Methodologies (China)* パネル報告書, *United States – Certain methodologies and their Application of Anti-Dumping Proceedings involving China*, WT/DS471/R, circulated 19 October 2016, para. 7.388. 本争点は上訴されていない。

<sup>32</sup> *US – Shrimp II (Vietnam)* 上級委員会報告書(WT/DS471/AB/R)は 2017 年 5 月 11 日に発出されている。

一部を改造したものである。構成価額は、原材料費、光熱費、労務費、工場間接費、販売一般管理費及び利潤から構成されるが、代替価格法では、それぞれについて、次の通り計算する。

#### (ア) 原材料費、光熱費

生産に投入された原材料及び光熱費は、中国生産者が実際に生産に投入した量に、代替国における当該投入財の単価を掛けて計算する。

代替国は、個別 AD 調査の過程で、国民一人当たりの GDP において中国と同等レベルにある市場経済国で、かつ当該投入財の代替単価を入手することができる国の中から選定される。

#### (イ) 労務費

労務費は、中国生産者が調査対象製品の生産に実際に投入した労働量(延べ時間)に、商務省が市場経済国の国民所得と賃金との関係から別途計算する時間単価を掛けて計算する。

#### (ウ) 工場間接費

まず、代替国の同種(または類似)の製品の生産者の原材料、エネルギー、労務費の合計値に対する工場間接費から、代替国の工場間接費比率を計算する。

調査対象製品の工場間接費の額は、この代替国の工場間接費比率を上述(ア)、(イ)の方法により計算した原材料、エネルギー、労務費の合計値に掛けて計算する。

#### (エ) 販売一般管理費、利潤

原材料費、光熱費、労務費及び工場間接費の合計が売上原価であるが、この売上原価に、販売一般管理費及び利潤を加えたものが正常価額(構成価額)となる。

このため、まず、代替国生産者の財務諸表上のデータから売上原価に対する販売一般管理費の比率及び利潤率を計算する。調査対象製品の販売一般管理費及び利潤の額は、代替国のそれら比率を、上述(ア)、(イ)及び(ウ)の方法により計算された原価の合計(即ち売上原価)に掛けて計算する。

これら費用の合計値が、代替価格法における正常価額である。

### 3. EUの非市場経済方式

#### (1) 非市場経済国の認定

EUは、その基本AD規則<sup>33</sup>第2条7項b号<sup>34</sup>に、中国産品輸入についてのAD調査では、中国の生産者がみずからについて、後述する「市場経済待遇」要件を満たしていることを証明しない限り、非市場経済方式を適用するとしている。EUの規則には、中国が非市場経済国であるか否かを検討する手続規定はなく、また、米国法において生産者に認められている市場志向産業の認定といった手続きも定められていない。

EUが中国全体またはその一つの産業を市場経済と扱うためには基本AD規則第2条7項を変更しなければならない<sup>35</sup>が、EUは、実務において、かかる変更の審査請求に応じている。当該審査では、次の要件が満たされているか否かを検討する。EUは、この要件を1998年の基本AD規則改正<sup>36</sup>により創設した第2条7項の「市場経済待遇」要件(次節参照)から作り出したとしている<sup>37</sup>。この基準が実際に創設された時期は不明であるが<sup>38</sup>、2002年3月にウクライナから国全体を市場経済と認めるよう要請があったときには適用していたのではないかと思われる<sup>39</sup>。

---

<sup>33</sup> *Regulation (EU) 2016/1036 of the European Parliament and of the Council of 8 June 2016 on protection against dumped imports from countries not members of the European Union*, 30.6.2016, OJ L 176/21.

<sup>34</sup> 現行規定では中国、ベトナム及びカザフスタンが非市場経済国と指定されている。

<sup>35</sup> 例えば、ロシア EU サミットにおける協議の結果を受けてロシアを市場経済と取り扱うため、第2条7項から「Russia Federation」との文言を削除する規則改正を行っている。*Council Regulation (EC) No. 1972/2002 of 5 November 2002 amending Regulation (EC) No 384/96 on the protection against dumped imports from countries not members of the European Community*, 7.11.2002, OJ L 305/1., Article 1.4.

<sup>36</sup> *Council Regulation (EC) No 905/98* (OJ L 128, 30.04.1998)

<sup>37</sup> 原文では“inspired”としている。*Commission Staff Working Document Annex to the 22<sup>nd</sup> Annual Report from the Commission to the Parliament on the Community's Anti-dumping, Anti-subsidy and Safeguard Activities (2003)*, SEC(2004) 1707 Brussels, 27.12.2004, p.21.

<sup>38</sup> 21<sup>st</sup> Annual Antidumping Report ではロシアを市場経済国と認定したと述べているが、国全体を市場経済と認定するための基準は示されていない。*Twenty-First Annual Report from the Commission to the European Parliament on the Community's Anti-dumping, Anti-subsidy and Safeguard Activities*, COM(2003) 481 Final, Brussels, 7.8.2003, 第1.1.3.1節 (pp.12-13)。それ以前の年次報告書にも、かかる基準の記述はない。*See Twentieth Annual Report from the Commission to the European Parliament on the Community's Anti-dumping and Anti-subsidy Activities*, COM(2002) 484 Final/2, Brussels 27.09.2002. 第1.3節, p.13. *See also Nineteenth Annual Report from the Commission to the European Parliament on the Community's Anti-dumping, Anti-subsidy and Safeguard Activities*, COM(2001) 571 final, Brussels, 12.10.2001 第1.2節 p.20; *Eighteenth Annual Report from the Commission to the European Parliament on the Community's Anti-dumping, Anti-subsidy and Safeguard Activities (1999)*, COM(2000) 440 final, Brussels, 11.07.2000, 第1.3節, p.17; *Seventeenth Annual Report from the Commission to the European Parliament on the Community's Anti-dumping, Anti-subsidy and Safeguard Activities (1998)*, pp.6-8.

<sup>39</sup> *Commission Staff Working Document Annex to the 22<sup>nd</sup> Annual Report from the Commission*

- i. 資源の配分及び企業の決定に対して政府の影響が低いこと。
- ii. 企業の民営化の手續過程及び非市場経済取引・補償制度の利用に対して国家による歪曲がないこと。
- iii. 適切な企業統治が機能することを確保する会社法制度が存在し、透明かつ無差別に実施されていること。
- iv. 財産権法及び破産法が存在し、効果的かつ透明性をもって実施されていること。
- v. 国家から独立した純粋な金融市場が存在し、適切な保証及び監督がなされていること。

2003年9月、中国は、中国経済全体を市場経済と認定するようEUに要請した。これを受けて、EUは市場経済地位専門家グループを立ち上げて調査、検討を行ったが、2008年、上述の要件のうち第ii要件が充足されているに過ぎないとの判断を示し、非市場経済扱いを継続している<sup>40</sup>。

## (2) 「市場経済待遇」(MET)規定

1998年、EUは、中国(及びロシア)において市場経済の状況が浸透している企業が出てきているとして、中国のAD調査において、調査対象企業が次の各要因の観点からその調査対象製品の生産及び販売について市場経済の状況が浸透していることを証明したときは、当該企業の正常価額を通常の市場経済方法により認定する、とした規定を新設した<sup>41</sup>。この規定は、「市場経済待遇」(Market Economy Treatment)(以下「MET」)規定と呼ばれている。

- ・ 価格等に関する企業の決定が、国の重大な介入を受けることなく市場の動向に従って決定されており、かつ主要な投入財のコストがおおむね市場価格を反映していること。
- ・ 企業が、国際会計基準に従い監査され、あらゆる目的に適用される基本的な会計記録を有していること。
- ・ 企業の生産コストおよび財政状況が非市場経済システムによる深刻な歪曲の影響を受けていないこと。
- ・ 関連する企業が、企業の営業を法的に保証する倒産法、財産法の適用を受けること。
- ・ 外国為替交換が市場レートで実施されていること<sup>42</sup>。

---

*to the Parliament on the Community's Anti-dumping, Anti-subsidy and Safeguard Activities (2003), SEC(2004) 1707 Brussels, 27.12.2004, p.21.*

<sup>40</sup> *Commission Staff Working Document on Progress by the People's Republic of China toward Graduation to Market Economy Status in Trade Defense Investigations, SEC(2008) 2503 final, 19 September 2008.*

<sup>41</sup> *Council Regulation (EC) No 905/98 of 27 April 1998 amending Regulation (EC) No 384/96 on protection against dumped imports from countries not members of the European Community, OJ L 128, 30.4.1998, pp.0018-0019, 第1条、第2条7項b号及びc号.*

<sup>42</sup> この翻訳も牧野(前掲)に拠った。

1998 年以降、これら要件に変更はない。

### (3) 個別待遇(IT)の新設と WTO 上級委員会判断を受けての変更

#### ① 概要

2002 年、EU は、MET とは認定できない中国輸出者が次の要件を充足していることを証明したときは、正常価額として類似国価格を使用して、当該企業のダンピングマージンを個別に計算して個別の AD 税率を適用する制度 (Individual Treatment) (以下「IT」) を新設した<sup>43</sup>。

- ・ 外国企業が一部または全部を所有する輸出者である場合、資本及び利潤を自由に外国送金できること。
- ・ 輸出価格、輸出量及び販売条件を自由に決定できること。
- ・ 資本の過半数は民間人により所有されており、政府職員が取締役会及び経営上の重要な役職に占める割合は半数未満であること。そうでない場合、輸出者は政府の介入から独立していることを証明すること。
- ・ 外貨への交換は市場レートで行われていること。
- ・ 個別輸出者に国全体 AD 税率とは異なる AD 税率を決定した場合に、政府が措置の迂回を認める方向で介入することがないこと。

#### ② WTO 協定不整合判断による IT 制度の廃止

しかし、この IT 待遇は、EC – Fasteners (China) WTO 紛争において、上級委員会により、WTO 協定に不整合であるとされた<sup>44</sup>。同事例において、上級委員会は、中国 WTO 加盟議定書第 15 条(a)は中国産品の正常価額について他の WTO 加盟国とは異なる取扱いを行うことを認めたものであって、ダンピング認定において実際の輸出価格の使用を制限することを認めただけのものではない、との判断を示した<sup>45</sup>。

この紛争において、上級委員会は、さらに、国全体 AD 税率の適用対象についても WTO 協定に不整合であるとした。EU の基本 AD 規則では、IT 待遇が認められなかった中国輸出者は国全体レートが課されることとなるが、上級委員会は、中国 WTO 加盟議定書第 15 条(a)は中国の個別の輸出者・生産者からの反証がない限り全ての中国の輸出者・生産者は国家

---

<sup>43</sup> Council Regulation (EC) No 1972/2002 of 5 November 2002 amending Regulation (EC) No 384/96 on the protection against dumped imports from countries not members of the European Community, OJ L 305, 7.11.2002, pp.0001-0003.

<sup>44</sup> EC – Fasteners (China) 上級委員会報告書, *European Communities – Definitive Anti-Dumping Measures on Certain Iron or Steel Fasteners from China*, WT/DS397/AB/R, adopted 28 July 2011, DSR 2011:VII, p. 3995.

<sup>45</sup> EC – Fasteners (China) 上級委員会報告書(前掲)、パラ 288-290.

の関係会社であると推定することを認めていない、との判断を示した<sup>46</sup>。さらに、上級委員会は、証拠から政府と生産者が一体となっていると判断される場合にはそれらは単一の経済主体であるとして当該生産者の個別ダンピングマージンを認定しないことができるが、EU の IT テストはそのような認定を行うための機能を有するものではないとして、AD 協定不整合であるとした<sup>47</sup>。

この判断を受けて、EU は、2012 年、基本 AD 規則第 9 条 5 項を全面改正して、法的には別途の法人であっても、「供給者及び国家又は供給者間において構造的または企業的な連結の存在、価格及び生産に係わり国家による支配又は実質的な影響、又は供給国の経済構造などの要因」<sup>48</sup>を検討して、単一企業と判断される場合には単一の AD 税率を適用する、との条項に変更している<sup>49</sup>。

#### (4) 類似国価格法

EU は、1994 年まで、中国及びその他一部の国(以下「指定国」)からの輸入に対して各 EU 加盟国に別途の措置を適用することを認めていたが、同年 3 月の理事会規則により、それら措置を統一することとし、また、セーフガード措置以外の数量制限を禁止すること等を定めた<sup>50</sup>。その翌年の 1995 年、AD 協定に整合するよう基本 AD 規則を改正すると共に、指定国からの輸入については、その正常価額を、市場経済国である第三国の価格又は構成価額(以下「類似国価格」)により認定することと定めた<sup>51</sup>。この条項は、非 WTO 加盟国である非市場経済国の輸出者及び MET 待遇が認められなかった中国等の輸出者に対する現在の類似国価格の認定条項<sup>52</sup>と同様である。

欧州委員会は、中国産品に対する個別の AD 調査において、使用する類似国価格の調査を行う。まず、同種の製品の生産者が所在する国を選定し、当該生産者に質問状を送付する。

<sup>46</sup> EC – Fasteners (China) 上級委員会報告書(前掲)、パラ 365-366.

<sup>47</sup> EC – Fasteners (China) 上級委員会報告書(前掲)、パラ 376-380.

<sup>48</sup> 原文は“factors such as the existence of structural or corporate links between the suppliers and the State or between suppliers, control or material influence by the State in respect of pricing and output, or the economic structure of the supplying country”である。

<sup>49</sup> Regulation (EU) No 765/2012 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2012 amending Council Regulation (EC) No. 1225/2009 on protection against dumped imports from countries not members of the European Community, OJ L 237, pp.0001-0002 第1条(第9条5項の変更)

<sup>50</sup> Council Regulation (EC) No. 519/94 of 7 March 1994 on common rules for imports from certain third countries and repealing Regulations (EEC) Nos 1765/82, 1766/82/ and 3420/83, OJ L 067, 10 03 1994, pp. 0089-0103.

<sup>51</sup> Council Regulation (EC) No 384/96 of 22 December 1995 on protection against dumped imports from countries not members of the European Community, OJ L 056, 6.3.1996, pp.0001-0020.

<sup>52</sup> Regulation (EU) 2016/1036 of the European Parliament and of the Council of 8 June 2016 on protection against dumped imports from countries not members of the European Union, OJ L 176, 30.6.2016 pp.21-54、第 2 条 7 項

次に、回答のあった企業について現地調査を行って回答の正確性を確認した上で、中国産品の正常価額として使用するものである。

この方法は、米国の代替価値法に比べ手続それ自体は簡素であり、正常価額の認定方法も単純であるところから、一見、容易な手法に思われる。しかし、実務上では、代替価値法にはない、数多くの問題がある。

第1に、類似国価格情報について、AD 調査の EU 域内の申請企業や中国の調査対象企業と全く無関係な第三国の企業の協力を得ることは、容易ではない。このため、多くの場合、EU 域内企業の関係会社から回答を得ることとなる。いずれの類似国からも協力が得られない場合または同種の産品が第三国で生産されていない場合、たとえば中国産アセスルファミウム AD 調査では、域内産業の EU 域内販売価格を使用している<sup>53</sup>。

第2に、類似国の生産者から提供された販売価格は秘密情報にあたるため、EU 調査当局はダンピングマージン計算の詳細を利害関係者に開示することができない。そのため、利害関係者である中国輸出者は、みずからの輸出産品と比較対象とされる正常価額の第三国製品との特徴差にかかわる情報を得ることができず、必要とされる調整項目について適切な主張、防禦ができないこととなる。この点について、WTO 上級委員会は、*EC – Fasteners from China (Article 21.5 – China)* において、類似国の生産者の情報を秘密扱いとすることが認められるとしても、中国輸出者が調整の可否を判断できる程度の情報を開示する必要があるとしている<sup>54</sup>。この開示問題は、類似国価格方式を WTO 協定に整合するよう実務運用することには限界があることを示している。

#### 4. 非市場経済方式のダンピングマージンに対する影響

非市場経済方式は、上述の通り、輸出国内の実際の販売価格または構成価額の原価要素の実際の単価に代えて、第三国の市場販売価格または原価要素単価を使用するものである。これは、政府の市場介入により競争が制限された非市場経済国の価格は市場原理に従って形成される価格よりも低い(したがって、ダンピングマージンが低くなる、またはゼロとなる)、という前提に立った方式である。したがって、非市場経済方式により正常価額を認定することにより、輸出国の国内市場における実際の販売価格または構成価額を正常価額とした場合より

---

<sup>53</sup> *Commission Implementing Regulation (EU) 2015/787 of 19 May 2015 imposing a provisional anti-dumping duty on imports of acesulfame potassium originating in the People's Republic of China as well as acesulfame potassium originating in the People's Republic of China contained in certain preparations and/or mixtures*, OJ L 125/25, 21.5.2015, at recitals 5-6, 22-23.

<sup>54</sup> 伊藤一頼「非市場経済国に対して代替国手法を用いた場合の情報開示の範囲、価格比較の方法 ~European Communities — Definitive Anti-Dumping Measures on Certain Iron or Steel Fasteners from China: Recourse to Article 21.5 of the DSU by China (WT/DS397/RW, WT/DS397/AB/RW)~」国際商事法務第 44 巻 7 号(2016) 1035-1042 頁。

も高いダンピングマージンを認定する結果となるであろうことは、容易に想像される<sup>55</sup>。

事実、次の調査は、中国産品の AD 調査に非市場経済方式を適用している輸入国は、より高い AD 税率をより広い範囲の中国産品に適用していることを示している。

### (1) 中国企業と市場経済国企業の AD 税率差:2006 年米国会計検査院報告

米国会計検査院は、2006 年、中国産品と市場経済国の同種の産品に対して同時に AD 調査がなされた 25 品目について、AD 税率の比較調査を公表した<sup>56</sup>。この報告書が示したデータは、ダンピングマージンを個別に計算した企業に適用される AD 税率である分離レート(中国産品の場合)と個別企業レート(市場経済国の場合)、個別ダンピングマージンの対象とならなかった企業に適用される AD 税率である国全体レート(中国産品の場合)とその他レート(市場経済国の場合)のいずれにおいても、中国産品に対する AD 税率は市場経済国企業に対する AD 税率よりも顕著に高いことを示している。

同報告書によると、市場経済国企業の個別レートのうち米国商務省の調査に協力した企業の平均レートは 16%であった<sup>57</sup>。他方、中国企業の実分離レートは 51%であった。非市場経済方式における分離レートは、調査に協力した中国企業のみで認定される。当初から AD 調査に非協力であった企業は中国全体レートに含まれる<sup>58</sup>。よって、非市場経済方式による分離レートと比較すべきは市場経済方式における調査協力企業のレートである。したがって、当該データは、AD 調査に協力した中国企業に対する AD 税率は、AD 調査に協力した市場経済国企業のレートの 3.18 倍であったことを示している<sup>59</sup>。

<sup>55</sup> たとえば、Foreign Trade Association “To ME or Not to ME: China’s Status After 11 December 2016” (November 2015), page 3 at para. 1.2.2 (available at <http://itp.fta-intl.org/sites/default/files/FTA%20Position%20Paper%20%2819.11.15%29%20-%20To%20ME%20or%20not%20to%20ME%20-%20China%27s%20status%20after%2011%20December%202016.pdf> as of 24 May 2017)

<sup>56</sup> United States Government Accountability Office “US – China Trade, Eliminating Nonmarket Economy Methodology Would Lower Antidumping Duties for Some Chinese Companies” GAO-06-231, January 2006, <http://www.gao.gov/products/GAO-06-652SP> (as of May 9, 2017) (以下「検査院報告」)。EU は、非市場経済方式によるダンピングマージンが市場経済方式によるダンピングマージンよりも高くなることについて、この報告書を引用している。See European Parliamentary Research Service “Granting Market Economy status to China” November 2015, p.3, 脚注 3。

<sup>57</sup> 検査院報告 29 頁。一方、協力しなかった企業の平均レートは 77%であった。

<sup>58</sup> 中国生産者は、少なくとも分離レートテストの質問に回答して、政府からの独立を証明しなければ、個別企業レートの対象とならない。米国商務省 AD Manual Chapter 10 NME, III. “Separate Rate”, pp. 3-6 (available at <http://enforcement.trade.gov/admanual/2015/Chapter%2010%20NME.pdf> as of 30 May 2017)

<sup>59</sup> なお、検査員報告の詳細分析について、梅島修「中国製品輸入に対する追加関税 (AD 税) の特徴と問題点」国際商事法務第 44 巻 11 号 1655-1656 頁 (2016) を参照されたい。検査員報告は、市場経済企業の実分離レートの平均は 55%と分離レートと有意な差は見られなかったと結論している(検査院報告 29 頁)が、それら平均値の単純な比較は、正しい評価を行ったとはいえない。

また、この報告書によると、中国の国全体レートの平均は 98%であったのに対し、市場経済方式における「その他レート」の平均は 37%と、2.6 倍を上回る 61%もの相違が見られた<sup>60</sup>。商務省は、AD 税率のかかる大幅な相違は、中国の国全体レートは中国政府が調査に非協力であることから中国に不利な二次情報 (Adverse Facts Available) に基づいて認定している一方、市場経済国に適用される「その他レート」は個別企業レートの平均値であるという、制度上の相違によるところが大きいと指摘している<sup>61</sup>。

## (2) 中国産品輸入に対する AD 措置の件数

中国産品輸入に対する AD 措置の件数も、近年拡大している。本稿冒頭で述べた通り、最近では、米国、G20 諸国とも、中国産品輸入の 7%に AD 措置を課すまでに至っている。

また、ウルディネス及びマシエロは、非市場経済方式を適用することにより、AD 調査件数そのものが市場経済方式を適用する場合に比較して顕著に多くなると報告している。同報告では、中国の WTO 加盟後に中国を AD 調査の目的上市場経済と認めた 16 か国のうち実際に市場経済方式を適用している 14 か国について、その認定前後での AD 調査開始件数を比較した。その結果、全ての国で市場経済認定後に調査開始件数が減少しており、その調査開始件数の差は 78.5%にも達したとしている<sup>62</sup>。

以上から、非市場経済方式を適用することにより、市場経済方式に比べ、極めて高い AD 税率を広い範囲の産品に課す結果となっており、また、AD 調査そのものも懲罰される結果となっていると考えられる。

---

<sup>60</sup> 検査院報告 29 頁。

<sup>61</sup> 検査院報告 54 頁。

<sup>62</sup> Francisco Urdinez and Gilmar Masiero “China and the WTO: Will the Market Economy Status Make Any Difference after 2016” *the Chinese Economy* 48:2, 155-172 (2015) (available at <http://www.tandfonline.com/doi/abs/10.1080/10971475.2015.993228?journalCode=mces20> as of 13 May 2017). 残余の 2 か国 (ブラジル及びアルゼンチン) は、両国とも 2004 年に中国を市場経済国と認めると合意したものの、国内産業の反対等により、かかる合意を批准または実施せず、非市場経済の扱いを継続しているとしている。

## 第2章 中国 WTO 加盟議定書第 15 条の内容とその解釈

前章で概観した通り、中国産品を対象とする AD 調査において非市場経済方式を適用できるか否かは、国内産業を中国産品との競争から保護する主たる手段として AD 措置を活用している米国、EU、そして、わが国の貿易救済体制にとって重要な問題である。他方、中国 WTO 加盟議定書は、同調査において非市場経済方式の適用を認める第 15 条のうち a 項 ii 号について 2016 年 12 月 11 日をもって失効すると規定しており、中国は、同日以降に非市場経済方式を適用することは認められないと主張している。

本章では、同号失効の意味について検討する。

### 1. 中国 WTO 加盟議定書第 15 条の内容

中国産品の AD 調査における正常価額の認定に非市場経済方式を適用する条件<sup>63</sup>は、中国 WTO 加盟議定書第 15 条 a 項、c 項、d 項に定められている<sup>64</sup>。同条 b 項は、補助金協定に基づく補助金額の認定方法について定めた条項であるので、以下では割愛する。

#### 第 15 条 補助金およびダンピングの決定に際しての価格比較可能性

「1994 年のガット」、「1994 年の関税および貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定」（「ダンピング防止協定」）および補助金協定は、中国を原産地として WTO 加盟国へ輸入される産品についての手続に適用される。ただし、以下の条件とも合致していることを要する。

(a) 「1994 年のガット」第 6 条および「ダンピング防止協定」の下における価格比較可能性の決定に当たり、輸入国である WTO 加盟国は、以下の規則に基づき、調査の対象となる産業の中国の価格またはコストを用いるか、または中国における国内価格またはコストとの厳密な比較にはよらない方法を用いるものとする。

(i) 調査の対象となる生産者が、同種の産品を生産している産業において、当該産品の製造、生産および販売に関し市場経済の条件が普遍的である旨を明らかに示す場合には、輸入国である WTO 加盟国は、価格比較可能性を決定するに当たり、調査の対象となる産業について中

---

<sup>63</sup> WTO 上級委員会は、*EC – Fasteners (China)* 事件において、同条は正常価額の認定方法について例外を定めているのみであり、輸出価格の認定方法、調査対象とならなかった中国企業のダンピングマージン認定方法など、正常価額以外について通常の方法と異なる手法を適用することを認めたものではない、との判断を示している。*EC – Fasteners (China)* 上級委員会報告書(前掲), paras. 288-290, 365.

<sup>64</sup> その原文を第 6 章 の参考資料として添付した。

国の価格またはコストを用いる。

(ii) 調査の対象となる生産者が、同種の生産品を生産している産業において、当該生産品の製造、生産および販売に関し市場経済の条件が普遍的である旨を明らかに示すことができない場合には、輸入国である WTO 加盟国は、中国における国内価格またはコストとの厳密な比較にはよらない方法を用いることができる。

(c) 輸入国である WTO 加盟国は、この条の(a)に従って用いられた方法をダンピング防止措置に関する委員会に通報し、この条の(b)に従って用いられた方法を補助金および相殺措置に関する委員会に通報しなければならない。

(d) 輸入国である WTO 加盟国の国内法において、中国が自国は市場経済国であることを証明したときは、この条の(a)の規定の適用は終了するものとするが、但し、この場合において、当該輸入国の国内法には、加入の日の時点で、市場経済国についての基準が含まれていなければならない。いずれの場合であっても、この条の(a)(ii)の規定は、加入後 15 年の経過をもって失効する。さらに、輸入国である WTO 加盟国の国内法に従い、中国が特定の産業または部門において市場経済の条件が普遍的であることを証明したときは、この条の(a)に規定された非市場経済条項は、当該産業または部門について適用されない。<sup>65</sup>

a 項は、柱書に、WTO 加盟国は i 号及び ii 号の規定に従って市場経済方式または非市場経済方式を適用する、と定める。i 号は、中国の調査対象企業が、その属する産業について市場経済の条件が浸透していることを明確に証明したときは、輸入国は、当該産業について市場経済方式を適用しなければならない(*shall use*)、と定めている。ii 号は、かかる市場経済の条件が浸透している証明ができなかったときは、輸入国は非市場経済方式を適用することができる(*may use*)、と定めている。

---

<sup>65</sup> 経済産業省監修 荒木一郎／西忠雄共訳「全訳中国 WTO 加盟文書」蒼蒼社(2003)によった。ただし、a 項柱書の同訳では、「調査の対象となる産業について、中国の価格またはコストを用いるか、または以下の規則に基づき、中国における国内価格またはコストとの厳密な比較にはよらない方法を用いるものとする」となっている。しかし、原文は“**either Chinese prices or costs for the industry under investigation or a methodology that is not based on a strict comparison with domestic prices or costs in China based on the following rules:**” となっており、「調査の対象となる産業について」は次の「中国の価格またはコスト」のみに修飾している一方、「以下の規則に基づき」は、この節全体に修飾していると思われるところから、a 項柱書について上述の通り変更した。

したがって、中国の調査対象企業がその属する産業について市場経済であることを証明できたときは、輸入国は中国産品の正常価額認定に市場経済方式を適用しなければならない。他方、証明できなかった場合に市場経済方式と非市場経済方式のいずれを適用するかは、輸入国の裁量である。なお、これら規定には、中国の調査対象企業がその属する産業全体よりも狭い範囲(たとえば、当該企業の市場環境)について市場経済であることを証明した場合にどうすべきか定められていない。

c 項は、輸入国が用いた非市場経済方式を WTO に通報する義務を定めている。

d 項は 3 文からなる。第 1 文では、中国政府が、中国の WTO 加盟時点において輸入国が自国法に定めた基準に基づき市場経済であることを証明した場合、a 項の適用は終了する、と定めている。第 3 文は、中国政府が特定の産業またはセクターについて輸入国の国内法に従って市場経済が浸透していることを証明したときは、輸入国は当該産業またはセクターに非市場経済条項を適用しない、と規定している。

このように、a 項 i 号及び ii 号が中国の調査対象企業がその属する産業について行う市場経済であることの証明について規定しているところに対し、d 項第 1 文及び第 3 文は、中国政府の証明行為によって非市場経済方式が適用できなくなる場合を規定している。d 項第 1 文及び第 3 文の条項に、中国政府がこれらの証明を行うべき時期、期限についての定めはない。

また、中国政府が輸入国に市場経済の適用を求める場合に充足すべき基準は、中国 WTO 加盟議定書ではなく、輸入国の法令または行政規則もしくはルール<sup>66</sup>(以下「国内法令等」)に定めることとされている。ただし、第 1 文の規定により、少なくとも、中国政府が中国全体について市場経済であることを証明するための基準は、中国が WTO に加盟する時点までに定められていなければならないこととされている。

d 項第 2 文は、中国政府が国全体または個別産業もしくはセクターについて市場経済であることを証明していない場合であっても、a 項 ii 号は中国が WTO に加盟した日から 15 年を経過した日、即ち 2016 年 12 月 11 日をもって失効する、と定めている。したがって、輸入国は、2016 年 12 月 11 日以降、a 項 ii 号の規定に依拠して中国産品に非市場経済方式を適用することはできない。

これらの規定で特に問題を生じさせているのは、d 項第 1 文及び第 3 文に基づく証明がなされた場合には a 項全体が適用されないこととなることと定めているのに対し、第 2 文は ii 号のみを失効させ、a 項柱書及び i 号は 2016 年 12 月 11 日以降も依然として有効としている点にあ

---

<sup>66</sup> 中国 WTO 加盟議定書第 15 条 d 項では「法律」と規定しているが、この文言について、作業部会報告書 149 項に、同項の「法律」には政令、規則、行政ルール(“not only laws but also decrees, regulations and administrative rules”)を含む、としている。Report of the Working Party on the Accession of China, WT/ACC/CHN/49, 1 October 2001 (「作業部会報告書」), at para. 149.

る。特に、同日後も有効に存在する条項から、中国産品の正常価額を非市場経済方式により認定することが認められているか否かについて解釈が分かれている。

## 2. 中国 WTO 加盟議定書第 15 条 a 項 ii 号失効の議論

### (1) 端緒

2011 年 7 月、上級委員会は、*EC – Fasteners (China)* 報告書において、次の通り、第 15 条 a 項は中国を対象とする AD 調査における特別規則を定めており、同条 d 項はそれら特別規則が 2016 年に失効することを定めている、と述べた。これを端緒として、中国 WTO 加盟議定書第 15 条 a 項 ii 号の失効の意味について論争が活発に戦わされるようになった。

289. Paragraph 15(d) of China's Accession Protocol establishes that the provisions of paragraph 15(a) expire 15 years after the date of China's accession (that is, 11 December 2016). It also provides that other WTO Members shall grant before that date the early termination of paragraph 15(a) with respect to China's entire economy or specific sectors or industries if China demonstrates under the law of the importing WTO Member "that it is a market economy" or that "market economy conditions prevail in a particular industry or sector". Since paragraph 15(d) provides for rules on the termination of paragraph 15(a), its scope of application cannot be wider than that of paragraph 15(a). Both paragraphs concern exclusively the determination of normal value. In other words, paragraph 15(a) contains special rules for the determination of normal value in anti-dumping investigations involving China. Paragraph 15(d) in turn establishes that these special rules will expire in 2016 and sets out certain conditions that may lead to the early termination of these special rules before 2016.<sup>67</sup>

このステートメントは、EU が IT 待遇として中国生産者に非市場経済方式に基づく個別ダンピングマージンを認定する条件として中国生産者が基本 AD 規則第 9 条 5 項に定める要件を充足することを求めることができるか否かを検討する過程で述べられたもので、第 15 条 a 項 ii 号失効後の第 15 条 a 項の解釈が争点とされたものではない。このため、これらは *obiter dictum* に過ぎないとして、2016 年 12 月 11 日以降も非市場経済方式を適用して中国産品の正常価額を認定する根拠は失われたいとする議論の引き金となった。

---

<sup>67</sup> *EC – Fasteners (China)* 上級委員会報告書(前掲)、パラ 289.

オコーナーは、2011年11月に論評を発表して、2016年12月以降に中国は自動的に市場経済国とされるとの見方は「世界に行き渡った都市伝説」に過ぎない、と主張した<sup>68</sup>。オコーナーによれば、中国WTO加盟議定書にそのような条項はなく、第15条a項ii号の失効後も同条の他の条項は依然として有効で、当該条項に基づき輸入WTO加盟国は自国法の定めに基づき中国が市場経済国であるか否かの認定を行うことができる。

これに対し、ティエトジ及びノウロットは2011年12月に論文を発表して、第15条d項には中国を自動的に市場経済国に認定するとの明示的な文言はないものの、同条a項ii号の失効は、「厳格な比較に拠らない方法」を用いることが認められなくなること、即ちAD協定に従った通常の方法を適用することが義務付けられることを意味すると反論した<sup>69</sup>。ティエトジ及びノウロットによれば、同条a項ii号以外の条項は2016年12月以降も有効である点が重要であり、上級委員会はこの点を見逃している、とする。同条a項i号は、2016年12月以前においても中国の個別産業が市場経済と認定される基準を設定した、中国に有利な条件を定めた規定であるが、当該条項が2016年12月以降も有効であることは、WTO加盟国が2016年12月以降に、GATTの注釈及び補足規定に従って中国を改めて非市場経済国として認定した場合に、中国に、市場経済国であることを証明する手段を与えたものである、とする。

これら論文が発表されて以降、第15条a項ii号失効の意味について活発な議論が交わされている。それら議論は大きく分けて、次の三つの立場に分けることができよう。第1に、2016年12月11日以降、調査対象製品の中国産業が非市場経済であることを立証する責任が調査当局側、実質的には輸入国の国内産業、に転換とする説(以下「立証責任転換説」という)、第2に、2016年12月以降、中国は市場経済国と扱われるとする説(以下「市場経済地位賦与説」という)、第3に、2016年12月以降も、従前通り、中国を非市場経済国と扱うことができるとする説(以下「非市場経済地位継続説」という)である。以下、各説の議論を検討する。

## (2) 立証責任転換説

オコーナーを始めとして、2016年12月以後も中国企業の正常価額の認定に非市場経済方式を適用することは否定されていないとする立場は、輸入国は、第15条a項柱書により中国製品の正常価額認定において非市場経済方式を適用することが認められている、と解釈することを基本とする。

a項ii号は、輸入国に、調査対象製品の中国生産者がその属する産業について市場経済

<sup>68</sup> Bernard O'Connor, *Market-economy status for China is not automatic*, VOX CEPR's Policy Portal (available at <http://voxeu.org/article/china-market-economy> as of 4 May 2017)

<sup>69</sup> Christian Tietje & Karsten Nowrot, "Myth or Reality? China's Market Economy Status under WTO Anti-Dumping Law after 2016", Policy Paper on Transnational Economic Law, No. 34, School of Law, Martin-Luther-University, Halle, December 2011, at page 7 (available at <http://telc.jura.uni-halle.de/sites/default/files/telc/PolicyPaper34.pdf> as of 4 May 2017)

であることを立証できないことのみを根拠として非市場経済方式を適用することを認めた条項で、本条項により、輸入国は中国産業は非市場経済の状況にあるとの反論可能な推定を行うことが認められている、とする。したがって、2011年12月以降、同号が失効することにより、輸入国は当該推定に基づき非市場経済方式を適用することが認められないこととなる。

ミランダは、中国 WTO 加盟議定書第 15 条は WTO 加盟後 15 年後に非市場経済扱いを自動的に不適用とすることを求めていると主張し、ii 号が失効する結果、調査当局は、a 項柱書に基づき、調査対象製品の生産、輸出国内販売が非市場経済の状況で行われていると立証された場合には非市場経済方式を適用することができる一方、かかる立証がなされなかった場合には市場経済として AD 協定に定める通常の方法を適用しなければならないこととなる、とする<sup>70</sup>。第 15 条 d 項第 2 文は a 項 ii 号のみについて WTO 加盟後 15 年で失効するとしているものであって a 項全体を失効させるものではない。これは、第 15 条 d 項第 1 文及び第 3 文に基づく条件を中国が満たしたときは a 項全体が中国全体または特定産業について適用されないこととしているところからも裏付けられる、とする。

ミランダによれば、a 項 ii 号が中国生産者に市場経済国であることを立証する責任を負わせた条項であることは、*EC – Fasteners (China)* 上級委員会も認めたところである、とする<sup>71</sup>。同号が失効することは、中国生産者がその属する産業が市場経済であることを立証しなかったとしても中国産業が非市場経済であるとの推定が働かなくなることを意味している。よって、ii 号の推定が失効することにより、中国生産者が市場経済であることの証明を怠ったことを根拠として非市場経済扱いとすることは認めれないこととなるが<sup>72</sup>、中国を市場経済と認定することとなるものではない。2016年12月以降は正常価額の決定に非市場経済方式を適用することができなくなるとする解釈は a 項全体の効力を失効させるものであり、d 項第 2 文の文言と相容れない<sup>73</sup>。

ミランダは、次節に述べる市場経済地位賦与説が中国生産者の正常価額を特別な方法で認定する根拠は ii 号のみに規定されていると主張している点について、かかる主張は中国が市場経済であるかまたは非市場経済であるかの主張を行えるのは中国政府及び中国生産者に限定されているとの前提に立つものであり、不適切である、とする。第 15 条柱書の規定は全ての中国産品 AD 調査に適用されるものであり、輸入国の国内産業が中国産業の非市場経済性について主張することを何ら禁止していない<sup>74</sup>。ii 号の失効後は、個別事例において国内産業の提出した証拠を含め、AD 調査の記録から調査対象製品の産業について非市場経済

---

<sup>70</sup> Jorge O. Miranda, “Interpreting Paragraph 15 of China’s Protocol of Accession” *Global Trade and Customs Journal* 第 9 巻第 3 号 94-103 頁 (2014)

<sup>71</sup> ミランダ 97 頁、脚注 17. *EC – Fasteners (China)* 上級委員会報告書(前掲)パラ 287 を引用。

<sup>72</sup> ミランダ 102 頁。

<sup>73</sup> ミランダ 99 頁、101 頁。

<sup>74</sup> ミランダ 102 頁。

の状況が継続していると判断される場合、非市場経済方式を適用することができる、と主張する<sup>75</sup>。

輸入国は第 15 条 a 項 ii 号によって中国産品の AD 調査において非市場経済方式を適用する権限を賦与されているとする市場経済地位賦与説の主張に対し、ミランダは、係る権限を与えているのは同項柱書であり、ii 号は中国産業が市場経済国ではないことの立証を怠ったときに非市場経済方式を適用する権限を輸入国に与えたに過ぎないと反論する<sup>76</sup>。もし 2016 年 12 月 11 日をもって非市場経済国の適用が失効するものであれば、d 項第 1 文及び第 3 文と同様に、d 項第 2 文も a 項全体を失効させると規定することが自然であり、敢えて ii 号のみを失効させることとしているにも拘わらず a 項全体が失効すると解釈することは条約解釈の基本に反する、と反論する<sup>77</sup>。ii 号の失効により、輸入国は、中国生産者が市場経済であることを立証しなかったことを根拠として非市場経済方式を適用することができなくなるに過ぎず、その結果、国内産業が調査対象産業について非市場経済であることを立証する必要が生ずることとなる、即ち、立証責任が転換する結果となる、と説明する<sup>78</sup>。

非市場経済であることの立証責任について第 15 条は何ら定めていないとの反論に対して、ミランダは、かかる立証責任の転換は、当該条項の解釈から結果的に引き出されるもので、WTO の解釈原則からかかる解釈が適切である<sup>79</sup>、と説明する。

a 項 ii 号が失効することにより非市場経済方式の適用が終了するとの反論に対し、ミランダは、中国が非市場経済であるとの推定は a 項 i 号及び ii 号並びに d 項第 1 文及び第 3 文の根底をなしているものである、例えば、a 項 i 号は中国生産者に市場経済産業であることを立証する機会を与えることにより非市場経済の推定に反論を認めた条項である、と説明する<sup>80</sup>。

加盟議定書第 15 条 a 項 ii 号の実施について確認している作業部会報告書 151 項は同号により非市場経済国の適用が認められていることを示しているとの反論に対し、ミランダは、同項は作業部会報告書 342 項に定める条項に入っておらず、よって、WTO 加盟国を拘束する条項ではない、したがって、a 項 ii 号の解釈の基礎とはならない、と指摘している<sup>81</sup>。

ポスナー<sup>82</sup>は、ミランダを支持し、2016 年 12 月以降も残存する第 15 条の条項に意味を持た

---

<sup>75</sup> ミランダ 103 頁。

<sup>76</sup> Jorge O. Miranda, *More on Why Granting China Market Economy Status after December 2016 Is Contingent upon Whether China Has in Fact Transitioned into a Market Economy*, *Global Trade and Customs Journal* 第 11 巻第 5 号 244-250 頁(2016)、246 頁。

<sup>77</sup> ミランダ 2016、246 頁。

<sup>78</sup> ミランダ 2016、247 頁。

<sup>79</sup> ミランダ 2016、248 頁。

<sup>80</sup> ミランダ 2016、248 頁。

<sup>81</sup> ミランダ 2016、249 頁。

<sup>82</sup> Theodore R. Posner “A Comment on Interpreting Paragraph 15 of China’s Protocol of Accession by Jorge Miranda”, *Global Trade and Customs Journal* 第 9 巻第 4 号 146-153 頁 (2014)。

せるためには ii 号の失効後はいかなる場合においても非市場経済方式は適用できないとする解釈はできない、と指摘する。市場経済地位賦与説の主張からすると、中国生産者が調査対象製品の産業が市場経済であることを明確に証明しない場合であっても市場経済方式の適用が強制されると解釈することとなり、そもそも第 15 条 a 項 i 号は不要な条項であることとなってしまう。他方、かかる証明を行った場合に市場経済方式を適用することを輸入国に義務付けている第 15 条 a 項 i 号の解釈として、かかる立証がなされなかった場合には常に非市場経済方式の適用が容認されるとしてしまうと、同項 ii 号を失効させる第 15 条 d 項の第 2 文の意味が無くなる、と指摘する。これらを勘案すると、第 15 条 a 項は、ii 号以外の状況において非市場経済を適用することができることを示している、と主張する<sup>83</sup>。

さらに、ポズナーは、市場経済地位賦与説では d 項第 1 文及び第 3 文が a 項を失効させるのに対し第 2 文は a 項 ii 号のみを失効させるとしている相違に何ら意味を与えないこととなる、また、第 3 文の「a 項に規定された非市場経済条項」を失効させるとの文言は ii 号以外にも非市場経済条項が存在することを示している、と指摘する<sup>84</sup>。

しかし、ポズナーは、立証責任の転換論については疑問を提示している。第 15 条 a 項 ii 号が失効した後に立証責任が転換するとして調査実務を運用することに実務的な問題はないとするものの、中国生産者、国内産業ともに「明確に」市場経済または非市場経済であることを証明できなかった場合にどうするのか、その他どのような状況で非市場経済が認められるのかについて、a 項は何ら定めていないと指摘する。その一方、WTO 紛争解決機関は新たなルールを創設することは認められていない<sup>85</sup>。したがって、本件が WTO 紛争となった場合、上級委員会が当局の裁量であると判断するのか、または *EC – Fasteners (China)* 事件で述べた通り非市場経済条項は失効するとの判断を下すかは不明である、と結論している<sup>86</sup>。

スチュワート<sup>87</sup>は、ミランダを支持して、中国 WTO 加盟議定書第 15 条 a 項 ii 号の失効後、輸入国は、調査対象としている産業の発展状況に関する証拠に基づいて、中国市場は中国政府の管理と指示により顕著に歪曲されているなど市場経済方式を適用できない状態であることを証明することにより、非市場経済方式を適用することができる、とする<sup>88</sup>。また、d 項第 1 文及び第 3 文の解釈からも 2016 年 12 月以降も非市場経済方式の適用は認めれているとするミランダ、ポズナーの意見に同意する。

2016 年 12 月以降に残存する条項について、スチュワートは、中国 WTO 加盟議定書第 15

---

<sup>83</sup> ポズナー 148-149 頁。

<sup>84</sup> ポズナー 149 頁。

<sup>85</sup> ポズナー 151-152 頁。

<sup>86</sup> ポズナー 152 頁。

<sup>87</sup> Terence P. Stewart, et. al, “The Special Case of China: Why the Use of a Special Methodology Remains Applicable to China after 2016”, *Global Trade and Customs Journal* 第 9 巻第 6 号 272-279 頁 (2014).

<sup>88</sup> スチュワート 277 頁、279 頁。

条は GATT 注釈及び補足規定の国家独占経済条項とは無関係であるとし、残存する条項は GATT の国家独占経済条項の適用について定めているとする市場経済地位賦与説は誤りであるとする<sup>89</sup>。さらに、市場経済地位賦与説が指摘する作業部会報告書 151 項について、同項において輸入国が確認した事項は a 項 ii 号の推定を適用するに至るまでの全ての手続について述べているもので、同項 i 号に基づく中国生産者の市場経済の立証も含んでいる、と指摘する<sup>90</sup>。

ローゼンタール及びベッキントン<sup>91</sup>は、作業部会報告書 150 項が示す通り、中国の WTO 加盟当時、中国は非市場経済から市場経済への移行過程にあったが、第 15 条は当該移行が完了する時期は不明であったことを踏まえてそのバランスをとった条項で、15 年後、非市場経済であるとの推定は失効するものの、ミランダ、ポズナーの意見の通り、それ以降は、輸入国の国内産業が調査対象の産業について非市場経済の状況にあることを立証することにより非市場経済方式を適用できるとしたものである、としている<sup>92</sup>。

### (3) 市場経済地位賦与説

ミランダ等が主張した立証責任転換説に対して、2016 年 12 月 11 日以降は中国を非市場経済国として扱うことができないとする立場は、中国産品の正常価額を非市場経済方式により認定する権限を輸入国に与えているのは a 項 ii 号であると解釈して、同号が失効した後は輸入国の当該権限は消滅する、と主張する。

ナイスリー<sup>93</sup>は、中国 WTO 加盟議定書第 15 条の条項の出来は良くないことは認めるが、立証責任が転換するという規定は同条に存在しないと主張する。a 項 i 号及び ii 号は同一事象の裏と表を述べたに過ぎず、ii 号は中国生産者が市場経済であることを明確に立証することができなかつた場合に輸入国に非市場経済方式を適用することを「許可」する(“may use”)<sup>94</sup>ものであるから、同号の失効により輸入国は非市場経済方式を適用することはできなくなる、と主張する<sup>95</sup>。

---

<sup>89</sup> スチュアート 277 頁。

<sup>90</sup> スチュアート 278 頁。

<sup>91</sup> Paul C. Rosenthal & Jeffery S. Beckington, “The People’s Republic of China: A Market Economy or A Non-market Economy in Anti-dumping Proceedings Starting on December 12, 2016?” *Global Trade and Customs Journal* 第 9 巻第 7&8 号 352-355 頁 (2014)。

<sup>92</sup> ローゼンタール及びベッキントン 354 頁。

<sup>93</sup> Matthew R. Nicely “Time to Eliminate Outdated Non-market Economy Methodologies” *Global Trade and Customs Journal* 第 9 巻 4 号 160-164 頁 (2014)。

<sup>94</sup> ii 号は、“The importing WTO Member **may** use a methodology...”と、may であることを根拠とする。

<sup>95</sup> ラオも同様の解釈を主張する。Rao Weijia “China’s Market Economy Status under WTO Antidumping Law After 2016” *Tsinghua China Law Review*, 7 September 2013, pp. 151-168, at

グラーフスマ及びクマショーバ<sup>96</sup>は、ミランダの主張に対して、第 15 条 a 項 ii 号が非市場経済方式の適用について反論可能な推定を置いていると解釈するのであれば、i 号も同様に非市場経済方式適用の反論可能な推定を置いていることとなり、ii 号が失効することに意味を与えないこととなる<sup>97</sup>、と反論する。よって、輸入国は ii 号により中国産品の AD 調査において非市場経済方式を適用することが認められている、と解釈することが正当であるとする。そして、作業部会報告書 151 項に定める第 15 条 a 項 ii 号の実施規定は、同号が非市場経済方式を使用する権利について定めている条項であることを裏付けている<sup>98</sup>、と主張する。

グラーフスマ及びクマショーバによれば、WTO 加盟国は GATT 注釈及び補足規定第 6 条 1.2 により非市場経済方式を適用することも理論的には可能であり、かかる点から、ii 号失効後に残存する第 15 条の条項に意味のないものとする解釈ではない、とする。即ち、ii 号の失効後も、中国生産者が i 号に基づき市場経済であることを証明した場合、また、d 項第 1 文及び第 3 文に基づき中国が国全体としてまたは個別産業もしくはセクターが市場経済であることを証明した場合には、GATT 注釈及び補足規定第 6 条 1.2 に基づく非市場経済方式を適用することもできなくなるのである、と説明する<sup>99</sup>。

ガッタ<sup>100</sup>も、a 項 i 号と ii 号とは表裏の関係にあり、ii 号の失効は実務的に a 項全体の失効を意味する、とする。ガッタによると、d 項第 1 文及び第 3 文が a 項全体を失効させ、第 2 文は ii 号のみを失効させるのは、前者が中国政府に対する手続であるのに対し、後者は自動終了と、異なる手続を規定した結果に過ぎない<sup>101</sup>、とする。

リー<sup>102</sup>は、作業部会報告書が中国 WTO 加盟議定書の解釈に与える文脈(context)から<sup>103</sup>、

---

161 (available at [http://www.tsinghuachinalawreview.org/articles/PDF/TCLR\\_0502\\_RAO.pdf](http://www.tsinghuachinalawreview.org/articles/PDF/TCLR_0502_RAO.pdf) as of 5 May 2017)

<sup>96</sup> Folkert Graafsma & Elena Kumashova “*In re China’s Protocol of Accession and the Anti-Dumping Agreement: Temporary Derogation or Permanent Modification?*” *Global Trade and Customs Journal* 第 9 巻第 4 号 154-159 頁 (2014)

<sup>97</sup> グラーフスマ及びクマショーバ 156 頁。この点は、上述の通り、ポズナーにより論駁されている。

<sup>98</sup> グラーフスマ及びクマショーバ 157 頁。

<sup>99</sup> グラーフスマ及びクマショーバ 158 頁。

<sup>100</sup> Brian Gatta “*Between ‘Automatic Market Economy Status’ and ‘Status Quo’: A Commentary on ‘Interpreting Paragraph 15 of China’s Protocol of Accession’*” *Global Trade and Customs Journal* 第 9 巻第 4 号 165-172 頁 (2014)

<sup>101</sup> ガッタ 169 頁。ガッタは、さらに、アンチダンピング協定第 2 条の枠内で、たとえば 2.2 条の particular market situation を根拠として非市場経済国と類似した取り扱いができるのではないかとしている。

<sup>102</sup> Li Zhenghao “*Paragraph 15 of China’s Accession Protocol in Light of the Working Party Report*”, *Global Trade and Customs Journal* 第 11 巻第 5 号 229-237 頁 (2016)

<sup>103</sup> リー 230-234 頁。

a 項 ii 号失効後、WTO 加盟国が中国産品の AD 調査において非市場経済方式を適用することはできないことが示されているとする。作業部会報告書 150 項は、中国は非市場経済から市場経済へ移行する過程にあり、そのため、直ちに市場経済方式を適用することに特段の困難があるが、かかる困難は一時的なもので、非市場経済扱いは当該移行期間に限定されることを示している、と指摘する<sup>104</sup>。そして、議定書第 15 条 a 項 ii 号の失効が当該移行期間の終了を意味しているとする。さらに、同 151 項で、中国が表明した中国産品に対する AD 調査手続きの懸念に対して WTO 加盟国が a 項 ii 号の実施に際して行う手続きを約束したことは、WTO 加盟国が同号により中国に非市場経済方式を適用する権限を与えられていると認識していることを示したものである、とする<sup>105</sup>。

フェルムルスト<sup>106</sup>は、a 項 ii 号が中国産品の AD 調査において非市場経済方式を適用することを認めている唯一の条項であると指摘し、同項第 2 文に基づく a 項 ii 号の失効により、全ての WTO 加盟国は中国産品の正常価額認定に非市場経済方式を適用することができなくなることを意味する、とする。その根拠として、a 項柱書の「以下の規則に基づき」との文言から、柱書は規則の概要を示したに過ぎず具体的な「規則」を定めた条項ではないと解釈されること、輸入国に中国産品に非市場経済方式を適用することを認めると規定した条項は a 項 ii 号以外にないこと、当該条項の失効により別途の AD 協定本則の例外が生ずると解釈することは誤りであること、残存する a 項 i 号は AD 協定本則の例外を規定するものではないこと<sup>107</sup>、さらに、d 項第 1 文を受けた第 2 文の冒頭に「いずれの場合であっても」とされているところから、中国は永遠に非市場経済国として扱われるものではないことが示されている、とする<sup>108</sup>。

失効する条項が a 項全体ではなく ii 号に限定されている理由として、d 項第 1 文及び第 3 文は中国政府の義務を定めているのに対し第 2 文は WTO 加盟国の義務を定めていること、ii 号のみが輸入国に中国産品に非市場経済方式を適用することを認める条項であること、かかる条項を期限なく残存させることは中国の利害に反すること、などと主張する<sup>109</sup>。これらに加え、EC – Fasteners (China) 上級委員会報告書は、d 項第 2 文により a 項が失効すると述べていること、EU 裁判所も同様の解釈を示していることも根拠とする<sup>110</sup>。

また、フェルムルストは、d 項第 1 文の但書<sup>111</sup>により、中国が WTO に加盟した時点において

---

<sup>104</sup> リー235-236 頁。

<sup>105</sup> リー236 頁。

<sup>106</sup> Edwin Vermulst, Juhi Dion Sud & Simon J. Evenett “Normal Value in Anti-Dumping Proceedings against China Post-2016: Are Some Animals Less Equal Than Other?” Global Trade and Customs Journal 第 11 巻第 5 号 212-228 頁 (2016)

<sup>107</sup> フェルムルスト 216-217 頁。

<sup>108</sup> フェルムルスト 216 頁。

<sup>109</sup> フェルムルスト 217-218 頁。

<sup>110</sup> フェルムルスト 218-219 頁。

<sup>111</sup> この但書は「但し、この場合において、当該輸入国の国内法には、加入の日の時点で、市場経済国についての基準が含まれていなければならない」と規定する。

中国を市場経済と認める条件を国内法に定めていない輸入国は、かかる国内法を条件として中国が非市場経済扱いを受け容れるとするコミットメントを一方的にかつ違法に拡大適用している、と非難する<sup>112</sup>。また、第 3 文について、中国は特定の産業またはセクターについて市場経済であると証明するまでは非市場経済方式を受け容れるとことに合意したものであり、かかるコミットメントには第 1 文と同様の条件が前提となっていると指摘する<sup>113</sup>。

#### (4) 非市場経済地位継続説

ルースマン及びベック<sup>114</sup>は、2016 年 12 月 11 日以降も、中国産品に対して非市場経済方式を適用することができることを主張する。彼らによると、第 15 条 a 項柱書により WTO 加盟国は中国産品に非市場経済方式を適用することが許容されているとする<sup>115</sup>。同項 ii 号は、中国生産者とその調査対象産品の産業について市場経済にあることを立証しない限り、その産業の全ての中国生産者は非市場経済にあると認定することを輸入国に容認したもので、個別生産者が自身について市場経済の状況にあると反証しても、輸入国は当該反証を無視して非市場経済方式を適用することができるとしたものである、とする。即ち、ii 号は、かかる反証を不能とする推定を定めた条項である、と説明する。

ルースマン及びベックによれば、d 項第 2 文により 2016 年 12 月 11 日をもって ii 号が失効することにより、かかる反証不能な推定は消滅する。よって、輸入国は、個別の中国生産者が自らの状況について市場経済であるとする反証を検討することが求められることとなるが、中国生産者は非市場経済にあるとの反証可能な推定は残存する。したがって、a 項 ii 号の失効後は、個別の中国生産者は、みずからは市場経済にあると反証することにより、個別企業レベルで市場経済法の適用を受けることができることとなる<sup>116</sup>、とする。

ルースマン及びベックによると、中国産品の正常価額の認定に非市場経済方式を適用することは、d 項第 1 文に基づき国全体が市場経済であることの証明がなされるまで認められるのであって、d 項第 2 文により 2016 年 12 月 11 日をもって a 項 ii 号が失効することとは無関係である<sup>117</sup>、とする。

プライス、ブライトビル及びナンスも、ルースマン及びベックと同様の見解を公表している<sup>118</sup>。

---

<sup>112</sup> フェルムルスト 215 頁。EU が念頭にあると思われるが、具体的な国、地域名については言及していない。

<sup>113</sup> フェルムルスト 216 頁。

<sup>114</sup> Laurent Ruessmann & Jochen Beck “2016 and the Application of an NME Methodology to Chinese Producers in Anti-dumping Investigations” *Global Trade and Customs Journal* 第 9 巻第 10 号 457-463 頁 (2014)

<sup>115</sup> ルースマン及びベック 459 頁。

<sup>116</sup> ルースマン及びベック 461 頁。

<sup>117</sup> ルースマン及びベック 460 頁。

<sup>118</sup> Alan H. Price, Timothy C. Brightbill and Scott Nance “the Treatment of China as a Non-Market Economy Country after 2016” Wiley Rein LLP (September 15, 2016) (available at

### 3. 評価

本稿冒頭で述べた通り、2016年12月11日以降も残存する中国 WTO 加盟議定書第15条の条項に基づき中国産品の正常価額を非市場経済方式により認定することができるか否かは、現在、WTO 紛争解決機関で争われている。その一方で、わが国も中国産品の AD 調査を行っており、かかる WTO 紛争が決着する前に、当該調査の最終決定を発出して本件についてわが国の態度を示す必要がある。

本稿は、以下に述べる通り、WTO 協定解釈の原則に鑑み、立証責任転換説に賛成する。2016年12月11日以降、輸入国は、調査対象である中国産品の正常価額に非市場経済方式を適用するか否かについて、個別の AD 調査において国内法令等の定めに従って、個別の中国生産者ごとに判断することとなるものとする。ただし、中国が WTO 加盟する時点において、少なくとも、中国全体について市場経済であると認定するための要件を国内法令等に示していることが条件となり得ることに注意を要する。

#### (1) WTO 協定解釈の基本

中国 WTO 加盟議定書は WTO 協定の一部である<sup>119</sup>。したがって、その解釈は、解釈に関する国際法上の慣習的規則、即ち、ウィーン条約法条約の定めに従って明らかにされなければならない<sup>120</sup>。上級委員会は、次の通り述べて、条約は全ての文言に意味と効果を与えるよう解釈しなければならないと、条項が重複しまたは無効となるように解釈してはならないことを明らかにした。

One of the corollaries of the "general rule of interpretation" in the *Vienna Convention* is that interpretation must give meaning and effect to all the terms of a treaty. An interpreter is not free to adopt a reading that would result in reducing whole clauses or paragraphs of a treaty to redundancy or inutility.<sup>121</sup>

かかる WTO 協定解釈の原則から、中国 WTO 加盟議定書第15条を検討するにあたっては、2016年12月11日をもって失効する a 項 ii 号と、その後も有効である a 項柱書及び i 号の双方に意味を与えるよう解釈しなければならないと、いずれかの規定は他の規定と重複した規定である、または無駄な規定であるとする解釈を行うことは認められない。

<http://www.wileyrein.com/assets/htmldocuments/The-Treatment-of-China-as-a-Non-Market-Economy-Country-After-2016.pdf> as of 18 May 2017).

<sup>119</sup> 中国 WTO 加盟議定書第1条2項。

<sup>120</sup> 紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第3.2条。また、*US – Gasoline* 上級委員会報告書, *United States – Standards for Reformulated and Conventional Gasoline*, WT/DS2/AB/R, adopted 20 May 1996, DSR 1996:I, p.17.

<sup>121</sup> *US – Gasoline* 上級委員会報告書(前掲) p.23.

## (2) 立証責任転換説の評価

立証責任転換説は、a 項柱書の文言が WTO 加盟国に中国産品の AD 調査において非市場経済方式を適用する権利を与えていると解釈する。この解釈は、市場経済地位賦与説が ii 号によりかかる権利が与えられているとする点と異なる。

立証責任転換説によると、2016 年 12 月 11 日以降、ii 号が失効することにより、中国生産者とその属する産業について市場経済の状況にあることを証明できなかったことを根拠として非市場経済方式を適用することは認められない。この点において、a 項柱書が中国は非市場経済であるとの推定を規定していると解釈する非市場経済地位継続説と異なる。同日以降は、中国生産者が i 号に従ってその属する産業について市場経済であることを証明したときは輸入国は市場経済方式を適用することが義務付けられる一方、輸入国が(実質的には輸入国内産業が)中国産業は依然として市場経済ではない状況にあることを立証することにより非市場経済方式を適用することができる、とする。

かかる解釈は、a 項柱書、i 号、ii 号それぞれに意味を与える解釈となっており、また、各条項に、その規定する文言以上の意味を与えることもしておらず、WTO 協定の解釈の要請に整合したものとなっていると思われる。

第 15 条 a 項柱書は、“shall use either …”と定めて、WTO 加盟国に、個別 AD 調査において、i 号及び ii 号の規定に基づいて市場経済方式または非市場経済方式を適用することを義務付けている。柱書の文言自体は、いかなる場合に市場経済方式または非市場経済方式を適用する義務または権利が生ずるか、また、その 2 方式のいずれを優先して適用すべきかについて何ら規定しておらず、双方を対等の地位に置いている。また、a 項柱書は、輸入国に対して中国企業が市場経済の浸透について何らの証明もしない場合には非市場経済が浸透していると推定する権限を与えていない。

i 号及び ii 号は、中国の正常価額に市場経済方式または非市場経済方式のいずれを適用するかを判断する条件を定めているが、それら条項が全ての状況についての判断基準を規定しているものではないと思われる。i 号、ii 号とも、中国の個別産業別に市場経済か否かを判断することを予定しているが、その他の場合には言及していないのである。たとえば、EU の MET 制度は個別企業ごとに市場経済か非市場経済であるかを認定するものである。この制度は 1998 年に創設されていた<sup>122</sup>ことを鑑みれば、輸入国が個別企業ごとに市場経済を認定することは中国 WTO 加盟議定書の交渉において認識されていたと考えられる。実際、第 15 条は、かかる個別認定を妨げる規定とはなっていない。第 15 条 a 項は、輸入国が中国企業について個別に市場経済認定を行うことを前提としていたと考えられる。

この点は、作業部会報告書 151 項の文言からも裏付けられる。同項は、a 項 ii 号の非市場経済方式の推定を適用するにあたって、輸入国は、事前に、個別産業または「企業」について

---

<sup>122</sup> Council Regulation (EC) No 905/98(前掲註 34)。

市場経済条件が浸透しているか否かを判断する基準を設定する<sup>123</sup>、としている。これは、i 号、ii 号が射程とする個別産業単位よりも細かい単位で市場経済方式の適否が認定されることが予定されていることを示している。

このように、WTO 加盟国は、ii 号が失効する以前から、輸入国が個別企業ごとに市場経済方式を適用するか否かを認定することが認められていたのである。ii 号の失効は、かかる個別企業別に市場経済認定を行うことに何ら影響を与えるものではない<sup>124</sup>。

他方、立証責任転換説が説明する通り、ii 号が失効するということは、同号が規定する、中国生産者が調査対象製品の中国産業が市場経済の状況にあることを証明できなかったことを根拠として非市場経済方式を適用する、という取扱いの効力が失効することとなる。上述の通り、a 項柱書は中国企業は非市場経済の状況にあるとの推定を認めていない点と合わせて考えると、中国生産者が市場経済の状況にあることを何ら証明しない、という懈怠をもって非市場経済方式を適用することとする根拠条項が失われたということである。したがって、ii 号の失効後は、調査当局は、AD 調査上の証拠に基づいて、中国生産者は市場経済にあるかまたは非市場経済にあるかを判断しなければならないと解釈することが正当である。

以上から、a 項柱書により、i 号及び ii 号の規定に従うことを条件として、市場経済方式または非市場経済方式のいずれを適用するかは、輸入国がみずから設定した市場経済条件が浸透しているか否かを判断する基準に個別 AD 調査上の証拠を照らして判断することとされているが、ii 号の失効により、中国の生産者が市場経済であることを立証しなかったことを根拠として非市場経済方式を適用することは認められなくなる、と考える。

### (3) 市場経済地位賦与説の解釈は不適切である

市場経済地位賦与説は、ii 号が WTO 加盟国に非市場経済方式を適用する権利を与える条項であるとする。したがって、ii 号が失効することにより中国製品の正常価額の認定において非市場経済方式を適用することはできなくなる、とする。

しかし、そのように解釈すると、a 項柱書の「WTO 加盟国は … (市場経済方式または非市場経済方式を)用いる」との文言及び i 号全体の定めは何らの意味も与えないこととなる。即ち、a 項柱書の第 1 節「1994 年のガット第 6 条およびダンピング防止協定の下における価格比較可能性の決定に当たり、」に続けて、それ以降の柱書の文言及び i 号は存在しないものと仮定して、ii 号の「調査の対象となる生産者が、同種の生産している産業において、当該産

<sup>123</sup> 作業部会報告書 151 項(a) は、次の通り定めている。

When determining price comparability in a particular case in a manner not based on a strict comparison with domestic prices or costs in China, the importing WTO Member should ensure that it had established and published in advance (1) the **criteria that it used for determining whether market economy conditions prevailed in the industry or company producing the like product** and (2) the methodology that it used in determining price comparability. (協調加筆)

<sup>124</sup> ii 号の失効により、中国企業は、個別企業ごとに市場経済であるか非市場経済であるかの立証し、判断を求める権利が生ずるとの考え方に賛成する。

品の製造、生産および販売に関し市場経済の条件が普遍的である旨を明らかに示すことができない場合には、輸入国である WTO 加盟国は、中国における国内価格またはコストとの厳密な比較にはよらない方法を用いることができる。」と規定されていると考えた場合と、何ら変わらない解釈となる。即ち、市場経済地位賦与説の解釈は、中国 WTO 加盟議定書第 15 条 a 項柱書及び同項 i 号が存在しなかった場合と同然としてしまうのである。さらに、d 項第 1 文と第 3 文により中国政府が国全体または個別産業もしくはセクターについて市場経済であることを証明した場合に a 項全体を無効としている一方、第 2 文は a 項 ii 号のみを無効とするとしている相違にも、何らの意味も与えないこととなる。

このような解釈は、全ての条項に意味を与える解釈をすべきとする WTO 協定の解釈原則に照らして、不適切である。

グラーフスマ及びクマショーバは、中国 WTO 加盟議定書第 15 条は、GATT 注釈及び補足規定第 6 条 1.2 を中国へ適用することについても規制するものであると主張するが、中国 WTO 加盟議定書第 15 条は、作業部会報告書 150 項に述べられている通り、中国は GATT 注釈の規定する「貿易の完全な又は実質的に完全な独占を設定している国」ではないとの認識に立脚している。その上で、中国は非市場経済国とから市場経済国への移行時期にあるとの認識に基づいて、中国が市場経済となるまでの間、市場経済方式とは異なる方法で正常価額を認定することができることとしたものである。即ち、WTO 加盟国は、中国はもはや GATT 注釈の言う国家が貿易を独占している状況ではないとの認識を共有していることを示している。GATT 注釈の規定を中国に適用することは全く想定されていない。

EU も、グラーフスマ及びクマショーバの主張する解釈に懐疑的な見解を示している。2015 年 11 月に欧州議会が公表した文書<sup>125</sup>では、GATT 注釈及び補足規定により非市場経済を認定することが認められるのであれば、輸入国の国内法に従って市場経済方式の適用の適否を判断するとして第 15 条 d 項の規定を、事実上、迂回することを認めることとなると指摘している<sup>126</sup>。

リーは、中国が非市場経済として扱われることは一時的なものであると主張する。この主張は上述の作業部会報告書の記述からも理解できる。しかし、非市場経済として扱う期限が d 項第 2 文に設定されているという主張については、第 15 条の規定上、また、作業部会報告書の文言からも裏付けられていない。また、d 項第 2 文が、なぜ、第 1 文及び第 3 文とは異なり、a 項全体ではなく ii 号のみを失効させることとしたかについても、何ら説明できていない。

フェルムルストは、かかる相違について、d 項第 1 文では輸入国の国内法にしたがった証明

---

<sup>125</sup> Laura Puccio “Granting Market Economy Status to China – An analysis of WTO law and of selected WTO members’ policy” European Parliamentary Research Service (November 2015) (available at [http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2015/571325/EPRS\\_IDA\(2015\)571325\\_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2015/571325/EPRS_IDA(2015)571325_EN.pdf) as of 29 May 2017).

<sup>126</sup> Puccio (前掲)7 頁。

を中国に求めるものであるのに対し、第 2 文は輸入国に義務を課すものであると説明する。しかし、この議論も、なぜ第 2 文が a 項全体を無効としなかったのか、という点について回答できていない。

以上から、市場経済地位賦与説は、WTO 協定の解釈として適切ではないと思われる。

#### (4) 非市場経済地位継続説の主張する推定に根拠はない

非市場経済地位継続説は、第 15 条 a 項柱書により中国は非市場経済であるとの推定が認められると解釈する。したがって、この説は、a 項柱書が中国産品に対する非市場経済方式の適用は市場経済方式に優越すると規定していると解釈する。

既に述べた通り、第 15 条は、中国は WTO 加盟時点では市場経済に至っていないとの基本認識に拠って起草されている。その点は、2016 年 12 月 11 日までの 15 年間は中国政府または中国生産者のいずれも国全体またはその産業が市場経済にあることを積極的に証明しない場合には WTO 加盟国は市場経済である可能性を検討することなく非市場経済方式を適用できるとした a 項 ii 号の規定を中国が受け容れた、との非市場経済地位継続説の議論と整合する。

しかし、上述の通り、第 15 条 a 項柱書は、市場経済方式または非市場経済方式のいずれを優先して適用すべきか規定しておらず、双方を対等の地位に置いている。また、i 号の規定の反対解釈として中国生産者が中国産業は市場経済であることを証明しない場合には輸入国は非市場経済方式を適用することができる」とすると、ii 号が失効することに何らの意味も与えないことになってしまう。

したがって、a 項柱書及び i 号の規定から、輸入国は非市場経済方式の適用を優先してよいと解釈することの正当性は見当たらない。非市場経済地位継続説は、a 項柱書及び i 号の文言にはない権利義務を生じさせるものであり、不適切であると思われる。

#### (5) 非市場経済方式の適用が認められる状況

以上から、立証責任転換説が主張する通り、2016 年 12 月 11 日以降も、正常価額、即ち中国産品の生産及び輸出国内販売、が非市場経済の状態にあると認められる場合、中国産品加盟議定書第 15 条に基づき、その中国産品の正常価額認定に非市場経済方式を適用することができるものとする。

では、輸入国は、どのような基準をもって市場経済方式の適否を認定することが認められるか。第 15 条 d 項第 1 文但書は、「当該輸入国の国内法には、加入の日の時点で、市場経済国についての基準が含まれていなければならない」と規定している。したがって、中国全体が市場経済であるか否かは、中国が WTO に加盟する時点で輸入国がその国内法令等に定めている基準により判断されることとなる。また、同項第 3 文の「輸入国である WTO 加盟国の国内法に従い、中国が特定の産業または部門において市場経済の条件が普遍的であることを証明したときは、」との文言からも、輸入国は、その国内法令等に、中国が個別の産業または

セクターについて市場経済であることを証明するための判断基準を定めておくこととされている。さらに、上述の通り、作業部会報告書 151 項は、輸入国が個別企業について市場経済の状況にあるか否かの判断を行うための基準を設定することを前提としている。

このように、第 15 条は、中国市場が市場経済であるか否かを輸入国が判断する基準を、同条自体には規定せず、輸入国がみずからその法令等に定めることに委ねている。

したがって、ii 号に定める非市場経済の推定が失効した後は、個別 AD 調査において、個別企業ごとに非市場経済方式を適用するか否かを判断することを含め、輸入国がその国内法令等に定める基準に従って、市場経済方式と非市場経済方式のいずれを適用すべきかの判断を行うことができると考える<sup>127</sup>。

#### (6) 中国を市場経済であると認定する法令上の基準がない場合

前節で説明した通り、第 15 条 d 項は、輸入国がその国内法令等に中国経済全体を市場経済と認定する基準を中国の WTO 加盟時まで創設することを前提としている。では、輸入国が当該基準を中国の WTO 加盟時まで国内法令等に定めていなかった場合、どうなるのか。

この点について、フェルムルストは、かかる状況の国・地域が中国産品に非市場経済方式を適用することは、中国が非市場経済扱いを受け容れるコミットメントを一方的かつ違法に拡大するものである、としている。さらに、個別の産業またはセクターについて市場経済であることを証明することについても、中国 WTO 加盟時にその認定要件が定められていない場合、中国の権利を不当に奪っていることとなると指摘する<sup>128</sup>。

かかる要請は、作業部会報告書 151 項において中国産品に非市場経済方式を適用する決定手続きについて適正手続を求めた文脈からも裏付けられると思われる。フェルムルストの指摘は、d 項第 1 文の文言解釈として合理的であろう。

EU は、上述の通り、当該条件を 1998 年に創設した基本 AD 規則 2 条 7 項から作り出したものである、と説明している<sup>129</sup>。その時期は不明であるが、上述の通り、2002 年 3 月にウクライナから国全体を市場経済と認めるよう要請があったときには適用していたとみられる<sup>130</sup>。他方、d 項第 1 文は、市場経済地位を認める条件は中国が WTO に加盟するまでに国内法に定める

---

<sup>127</sup> 但し、調査当局の裁量は無制限ではなく、常に、公平かつ中立的な (fair and even-handed) 立場からなされたものであることを明確にしておく必要がある。US – Hot-Rolled Steel 上級委員会報告書, *United States – Anti-Dumping Measures on Certain Hot-Rolled Steel Products from Japan*, WT/DS184/AB/R, adopted 23 August 2001, para. 56 (“panels must assess if the establishment of the facts by the investigating authorities was proper and if the evaluation of those facts by those authorities was unbiased and objective. If these broad standards have not been met, a panel must hold the investigating authorities' establishment or evaluation of the facts to be inconsistent with the *Anti-Dumping Agreement*.”)

<sup>128</sup> フェルムルスト 215 頁。

<sup>129</sup> 前掲註 (32) 参照。また、European Parliament “Granting Market Economy Status to China” European Parliamentary Research Service (2015), p.13.

<sup>130</sup> 第 1 章 3 (1) 参照。中国は、2003 年 9 月に中国全体を市場経済と認定することを求めている申請を行っている。

としているが、作業部会報告書 149 項により、当該条件は法律、規則の明文である必要はなく、行政ルールであってよいとされている<sup>131</sup>。したがって、EU は、2001 年 12 月に中国が WTO に加盟した時には既に行政ルールとして国内法令等に存在したと主張することが考えられる。

他方、わが国が中国産品の正常価額の認定に非市場経済方式を適用するための条項は、2002 年に制定されている<sup>132</sup>。今日まで、この点は特段の問題とされなかったが、中国政府が中国産品の正常価額の認定に非市場経済方式を適用することに敏感になっている現在、この点から、WTO 協定不整合を追求される可能性があることについて注意を喚起したい。

---

<sup>131</sup> 前掲註 64 参照。

<sup>132</sup> 不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令(平成14年3月31日政令第113号)

### 第3章 米国、EU、日本における中国 WTO 加盟議定書第 15 条 a 項 ii 号失効後の対応

前章で分析した通り、2016 年 12 月 11 日以降、WTO 加盟国は、中国産品の AD 調査において、中国側が市場経済であることを証明しないことのみを根拠として非市場経済方式を適用して正常価額を認定することは難しいと思われる。他方、これまでのところ、米国、EU とも、中国 WTO 加盟議定書第 15 条 a 項 ii 号失効後も、中国に市場経済地位を与えることはしていない。また、既に、個別 AD 調査ごとに非市場経済方式を適用すべきか否かを検討しているカナダも、2016 年 12 月以後の個別 AD 調査の決定書において非市場経済方式を適用するとの判断を示している。

本章では、2017 年 5 月現在での各国の対応状況を概観する。

#### 1. 米国

##### (1) 中国の市場経済地位の見直し

第 2 章第 2 節で説明した通り、米国商務省は、2006 年に中国は非市場経済国であるとの判断を示した。その後、その判断は 2017 年に至るまで見直されていない。

2017 年 4 月 3 日、米国商務省は、中国産アルミ фоль AD 調査に平行して、中国が市場経済国であるか否かの再審査を開始した<sup>133</sup>。この再審査では、パブリックコメントを同年 5 月 10 日まで受け付けていた<sup>134</sup>。しかし、中国政府その他中国側の利害関係者は商務省の再審査にコメントを提出しなかった<sup>135</sup>。したがって、商務省は依然として中国は非市場経済であるとの判断を行って、引き続き、中国産品の AD 調査において非市場経済方式を適用する可能性が高まっている。今後の推移を注視すべきである。

---

<sup>133</sup> *Certain Aluminum Foil From the People's Republic of China: Notice of Initiation of Inquiry Into the Status of the People's Republic of China as a Nonmarket Economy Country Under the Antidumping and Countervailing Duty Laws*, 82 Fed. Reg. 16162 (April 3, 2017).

<sup>134</sup> *Certain Aluminum Foil from the People's Republic of China: Notice of Extension of Time For Public Comment Regarding Status of the People's Republic of China as a Nonmarket Economy Country Under the Antidumping and Countervailing Duty Laws*, 82 Fed. Reg. 20559 (May 3, 2017)

<sup>135</sup> 2017 年 5 月 10 日にコメントを提出した者は、提訴者である Aluminum Association Trade Enforcement Working Group (代理人 Kelley Drye & Warren) のみであった。UDOC Access ウェブページ (available at <https://access.trade.gov/public/home.aspx> as of 30 May 2017) 参照。中国政府の不提出は中国産品に対する非市場経済方式の適用は 2016 年 12 月 11 日をもって WTO 協定に不整合となっているとの立場からであるとされている。“China calls NME review meaningless as U.S. stakeholders blast Beijing” Inside US Trade, Vol.35, No.19 – May 12, 2017, pp.1-2.

## (2) 「特殊な市場の状況」の活用

2015年8月、Trade Preference Extension Act of 2015<sup>136</sup>により1930年関税法が改正された。これにより、輸出国の国内価格が「特殊な市場の状況」(particular market situations)にある場合、商務省は、輸出国国内価格に代えて、直ちに構成価額を適用することができることとなった。さらに、調査対象産品を生産するための投入財(原材料やエネルギー購入価格など)が政府の補助金交付、その他政府の市場介入により歪められている場合、国際取引価格を含む、第三者の取引価格を用いることができることとなった。

旧法では、輸出国の国内販売が「特殊な市場の状況」にあると判断された場合には、輸出国内販売価格に代えて第三国輸出価格を使用することとされ、その第三国輸出価格も「特殊な市場の状況」にある場合に初めて構成価額を使用することが認められていた。このため、実質的に輸出国の国内市場が「特殊な市場の状況」にあることを根拠として構成価額を用いることはできなかった。本改正は、この点を改めて、輸出国内販売価格が「特殊な市場の状況」にある場合、第三国輸出価格が使用できるか否かを検討することなく、直ちに構成価額を使用することができることとしたものである。

さらに、本改正により、正常価額として構成価額を使用する場合に、「特殊な市場の状況」により、原材料費、加工費、その他いかなる種類の原価であれ、通常の商取引における生産原価を正確に反映していない場合、調査当局は本節に基づく他の計算方式又はいかなる他の計算方式も使用することができる」との規定が追加された。これにより、調査対象産品の生産に用いる原材料やエネルギーなど投入財の購入価格が政府の補助金交付、その他政府の市場介入により歪められている場合、国際取引価格を含む、第三者の取引価格を用いることができることとなった。

このように、本改正により、輸出国が「特殊な市場状況」にある場合、正常価額として構成価額を使用し、さらに、その構成価額を構成する原価要素について「代替価値」を用いることにより、従来の非市場経済計算法に近い計算方法により正常価額を認定することが可能となったものである。

但し、本改正では、個別の原価要素について「特殊な市場の状況」にあるか否かの判断を行うことが必要となる。したがって、これまでの代替価値計算方式のように一律に全ての原価要素について第三国・第三者価格・データを使用することは難しいと思われる。

米国商務省は、韓国産油井管の行政見直し最終結果<sup>137</sup>において、初めて、本改正に基づく構成価額の調整を行った<sup>138</sup>。同手続において、商務省は、油井管の原材料である熱延鋼板

---

<sup>136</sup> Public Law 114-27. 同法は、2015年6月29日、オバマ大統領が署名し、法律として成立した。

<sup>137</sup> *Certain Oil Country Tubular Goods from the Republic of Korea: Final Results of Antidumping Duty Administrative Review; 2014-2015*, 82 Fed. Reg. 18105 (17 April 2017)

<sup>138</sup> 調査対象とした韓国生産者2社とも、その韓国内販売は米国輸出の5%に満たなかった

は「特殊な市場状況」にあると認定し、油井管の生産原価及び正常価額として採用した構成価額の要素である熱延鋼板の原価を変更し(引き上げ)た<sup>139</sup>。その理由として、次の要因により、熱延鋼板の韓国国内価格が歪曲されており、その油井管生産原価に顕著な影響を与えていると認められることを挙げた。

- ・ 熱延鋼板の韓国生産者である POSCO に対して韓国政府から補助金が交付されているなど、韓国政府の熱延鋼板生産者に対する補助金は生産原価の 60%に達すること。
- ・ 油井管の生産原価の 80%を熱延鋼板が占めること。
- ・ 中国の過剰生産により安価な中国産熱延鋼板が増加して、熱延鋼板の韓国市場価格を引き下げていることが、韓国政府の熱延鋼板市場への介入を更に促す結果となっていること。
- ・ 韓国の熱延鋼板生産者と輸出生産者との間の戦略的提携により、熱延鋼板価格が引き下げられていると思われること。
- ・ 電力料金についても、次の要因を総合的に判断して、特殊な市場状況にあると判断されたこと。
  - 電力料金に政府が介入しており、国内市場価格は競争的であるとは言えないこと。
  - 電力供給は、政府の政策実現の道具であること。
  - 韓国最大の電力会社である KEPCO は韓国政府が支配する会社であること。

以上から、商務省は、韓国産熱延鋼板については、韓国産熱延鋼板 (*Hot-Rolled Steel Flat Products from Korea*) 相殺関税調査において認定した相殺関税率分(輸出補助金分を除く)を上乗せすることとした。ただし、戦略的提携による価格歪曲については証拠不足により数量化しないとした。

## 2. EU

2016年11月、欧州委員会は、基本AD規則に第2条6a項を新設し、さらに、第2条7項a号及びb号を全面改正する提案を公表した。その提案によると、新設される第2条6a項では次の通り規定して、輸出国の国内市場が顕著に歪曲されている場合には代替国の価格及

---

ため、油井管の韓国内販売価格は使用されなかった。そのため、SeAH社についてはカナダ向けの第三国価格を、NEXTEEL社については第三国販売も米国輸出の5%未満であったため、構成価額を使用することとした、*Decision Memorandum for the Preliminary Results of the Antidumping Duty Administrative Review: Certain Oil Country Tubular Goods from the Republic of Korea*, October 5, 2016, pp. 16-17.

<sup>139</sup> *Issues and Decision Memorandum for the Final Results of the 2014-2015 Administrative Review of the Antidumping Duty Order on Certain Oil Country Tubular Goods from the Republic of Korea*, April 10, 2017, Comment II, pp. 40-43. 商務省は、また、SeAH社については正常価額として第三国輸出価格を使用するものであるが、かかる場合であっても、生産原価を変更することは法により認められている、とした。Ibid, p.43.

び原価を使用する、としている。また、欧州委員会は、当該価格及び原価の歪曲に関する報告書をまとめることとし、域内産業は当該報告書に依拠して歪曲の主張を行うことができるとしている。

- (a) 輸出国内価格及び原価に顕著な歪曲がある場合、歪曲されていない国際価格、原価もしくはベンチマーク又は必要データのある適切な代替国の原価及び販売を使用する。構成価額には合理的な販売一般管理費の金額を含む。
- (b) 政府介入により自由市場の結果として価格が形成されていない場合、顕著な歪曲があるとみなす。かかる歪曲は、政府の支配する企業の市場での存在、政府の当該企業の価格設定への介入、国内産業を優遇する政策、当該政策実現のための融資などを含む。
- (c) 欧州委員会は、輸出国または輸出産業に関する(b)に関する報告書を作成することができる。利害関係者は当該報告について意見陳述の機会が与えられる。
- (d) 欧州産業は、(c)の報告書に依拠して AD 申請を行うことができる。
- (e) 欧州委員会は、AD 調査開始後速やかに(a)に定める価格を正常価額として適用する意図を利害関係者に通知し、10 日間の意見及び証拠提出の機会を与える。

2017 年 5 月 3 日、欧州理事会は、この提案を承認した<sup>140</sup>。今後、欧州議会がこの改正案を承認するか注目される。

### 3. カナダ

#### (1) 概要

カナダは、特別輸入措置法 (Special Import Measures Act, 以下「SIMA」) 第 20 条 1 項において、中国は市場経済であるとの推定に立ち<sup>141</sup>、個別の AD 調査において、中国を含む特定国<sup>142</sup>については、調査対象産品を生産する国内産業について次の 2 要件が立証された場合、NME 手法を適用するとしている。(同項 a 号)。

- ・ 政府による価格管理
- ・ 中国市場価格の歪曲

---

<sup>140</sup> “EU moves toward reform of AD methodology, with NME fight in backdrop”, Inside US Trade Volume 35, No. 19 - May 12, 2017, p.17.

<sup>141</sup> 同項の “in the opinion of the President” との規定から、非市場経済であることの立証責任は、カナダ当局 (Canada Border Service Agency, CBSA) にある。

<sup>142</sup> 特殊輸入措置規則 (Special Import Measures Regulations) 第 17.1 条に、中国、ベトナム及びタジキスタンを特定国と規定している。

非市場経済 AD 調査は、個別 AD 調査を求める申請書に、中国の調査対象産業が非市場経済であることが合理的に信頼できる証拠及び当該産業に非市場経済方式を適用すべきであることを合理的に裏付ける証拠が提出されることを要件とする<sup>143</sup>。非市場経済 AD 調査開始後、カナダ国境サービス庁(Canada Border Services Agency, カナダ AD 調査においてダンピング調査を担当する庁、以下「CBSA」)は、中国政府及び中国産業に情報提供を要請し、反論の機会を与える。

## (2) 非市場経済の立証

SIMA 第 20 条 1 項 a 号は、輸出国の国内価格が実質的に輸出国政府によって決定されており、競争市場において決定される価格とは実質的に異なると思ふに十分な理由がある場合、正常価額を非市場経済方式により認定する、と定めている。CBSA は、それら 2 要件は次の場合に認定できるとしている。

- ・ 価格は実質的に政府により決定されていること：
  - 政府による最高又は最低価格の設定、推奨価格水準の設定、価格管理機関の存在。
  - 政府により価格が設定される国営企業の製品が国内市場において支配的地位にあること。
  - ライセンス、数量割当、税金、補助金、政府の買入、生産制限等を通じた価格維持。
- ・ 競争市場において決定される価格とは実質的に異なる価格であること：
  - 国内の同種の産品の実勢価格と競争市場で形成されるであろう価格(または競争市場における価格)との間に差異があること<sup>144</sup>。

以下には、太陽光パネル AD 調査<sup>145</sup>及び鉄筋鋼 AD 調査<sup>146</sup>において正常価額として中国国内価格を使用することはできないと認定した根拠とした証拠を掲げる。また、直近の事例では、2017 年 5 月 10 日、工業用鉄鋼加工構成品 AD 調査において中国産品の正常価額を非市場経済方式により適用している<sup>147</sup>。

<sup>143</sup> CBSA “SIMA Handbook”, para. 4.4.4.4, p. 117.

<sup>144</sup> CBSA “SIMA Handbook”, para. 4.4.4.7, pp. 121-122.

<sup>145</sup> *Statement of Reasons Concerning the final determinations with respect to the dumping and the subsidizing of Certain Photovoltaic Modules and Laminates Originating in or Exported from the People’s Republic of China*, June 18, 2015, paras. 57-119 (available at <http://www.cbsa-asfc.gc.ca/sima-lmsi/i-e/ad1405/ad1405-i14-fd-eng.pdf> as of 19 May 2017).

<sup>146</sup> *Statement of Reasons Concerning the final determination with respect to the Certain Concrete Reinforcing Bar originating in or exported from the People’s Republic of China, et. al*, December 23, 2014, paras. 94-127, (available at <http://www.cbsa-asfc.gc.ca/sima-lmsi/i-e/ad1403/ad1403-i14-fd-eng.html> as of 19 May 2017)

<sup>147</sup> *Statement of Reasons Concerning the final determination with respect to the dumping of*

## ① 太陽光パネル AD 調査:

太陽光パネル AD 調査では、CBSA は、次の政府経済計画、主要原材料に対する政府の指示及び補助金の証拠により、政府は国内価格を実質的に決定していると認定した。

- ▶ 太陽光パネル産業に関する第 12 次 5 年計画、国務院による健全な太陽光産業の促進に関する若干意見。
- ▶ 主要原材料に対する政府指示(ポリシリコン:特定産業における設備過剰と重複建設の抑制及び産業の健全な発展に関する若干意見、アルミ押出製品に対する CBSA の AD 措置)。
- ▶ 太陽光発電を促進するための税優遇措置。

中国市場価格は競争市場価格ではないという点については、次の証拠により、中国市場における太陽光パネル価格は国際価格よりも低いことが認められたと判断している。

- ▶ GTM research の太陽光パネル価格情報(中国国内価格、国際価格)。
- ▶ 中国輸出者から入手した中国国内価格情報。
- ▶ カナダ輸入者から入手した第三国産品の輸入価格情報。
- ▶ pvXchange Trading GmbH の欧州市場における太陽光パネル価格情報。

## ② 鉄筋鋼 AD 調査

鉄筋鋼 AD 調査では、次の経済計画、補助金、中国政府による会社所有などの証拠により、中国政府が国内価格を実質的に決定していると認定した。

- ▶ 第 12 次 5 年計画、国家発展改革委員会鉄鋼業開発計画、国務院 2009 年鉄鋼産業調整再生画。
- ▶ 国家発展改革委員会 2011 年プログラム、2009 年山東省鉄鋼産業再編・再活性化計画。
- ▶ 増値税の優遇措置。
- ▶ 中国政府による鉄鋼会社の株式の過半数の所有。

中国市場価格は競争市場価格ではないことについて、次の証拠に基づき中国価格は国際価格よりも低いことが立証されたことを根拠とした。

- ▶ 国際価格の情報: Steel Business Briefing、MySteel Weekly。
- ▶ 韓国産及びトルコ産 AD 調査により入手した情報。

---

*Certain Fabricated Industrial Steel Components Originating in or Exported from the People's Republic of China, the Republic of Korea and the Kingdom of Spain and the subsidizing of Certain Fabricated Industrial Steel Components Originating in or Exported from the People's Republic of China Decision May 10, 2017, pp. 17-38 (available at <http://www.cbsa-asfc.gc.ca/sima-lmsi/i-e/fisc2016/fisc2016-fd-eng.pdf> as of 19 May 2017).*

### (3) 非市場経済方式における正常価額

カナダは、個別 AD 調査において非市場経済であると認定した場合、EU 同様に、類似国の価格を正常価額とする。具体的には、次の優先順位により正常価額を認定する<sup>148</sup>。

第 1 順位： 第三国の生産者の同種の製品の販売価格、又は構成価額。

第 2 順位： 第三国の生産者の同種の製品のカナダへの輸入価格。

## 4. 日本

わが国は、2016年12月、不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン7. (6) 二を全面変更して、それまで「中華人民共和国が世界貿易機関へ加入するため世界貿易機関との間において合意した条件を定めた議定書第15節(d)の規定 ... により、政令第2条第3項及び第10条の2の規定のうち、中華人民共和国を原産地とする特定貨物に関するものは平成28年12月10日まで」適用するとしていた条項を削除した<sup>149</sup>。これにより、2016年12月以降も、中国産品に対するAD調査において非市場経済方式を適用することができることとなった。

中国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する AD 調査の仮決定がまもなく発出されると思われる<sup>150</sup>。その結論を注視したい。

---

<sup>148</sup> SIMA 第 20 条 1 項 c 号及び d 号。

<sup>149</sup> 「不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインの一部改正について(平成 28 年 12 月) 不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表」(available at [http://www.customs.go.jp/kaisei/sonota/H281211adgl\\_shinkyu.pdf](http://www.customs.go.jp/kaisei/sonota/H281211adgl_shinkyu.pdf) as of 15 May 2017)

<sup>150</sup> 詳細は、経済産業省の貿易救済措置・中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレート・ホームページ(available at [http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/trade-remedy/pet.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/pet.html) as of 15 May 2017)

## 第4章 AD 協定に定める「特殊な市場状況」と構成価額

WTO 紛争解決機関が中国 WTO 加盟議定書第 15 条 a 項 ii 号の失効により中国産品の正常価額認定に非市場経済方式を適用することは認められないと判断した場合、中国産品の AD 調査において、GATT 及び AD 協定の定める市場経済方式を適用しつつ、中国政府の市場介入による悪効果を WTO 協定整合的にダンピングマージン計算から排除する方法はないのであろうか。

市場経済地位賦与説を唱える者は、a 項 ii 号の失効後は GATT 及び AD 協定に定める通常の市場経済方法により中国産品の正常価額を認定することとなるが、AD 協定第 2.2 条の「特殊な市場状況」及び第 2.2.1.1 条に定める「費用の妥当な反映」の規定に基づき、米国の採用する非市場経済方式である代替価値方式に類似した方法が使用できると主張している<sup>151</sup>。

米国も、上述の通り、Trade Preference Extension Act of 2015 を制定して、輸出国の同種の産品の市場が歪曲されている場合、輸出国の国内販売価格を使用しないこと、さらに、正常価額の原価要素を変更することができることとした。これは、中国産品の AD 調査において非市場経済方式を適用することができなくなったとしても、AD 協定第 2.2 条及び第 2.2.1.1 条の範囲内で、同様の手法を適用することを念頭に置いているものと思われる。この方法が WTO 協定の問題なく適用できるものであれば、米国の非市場経済方式である代替価値法は構成価額の変形である点からすると、中国加盟議定書第 15 条 a 項の効力が失われた後の有効な方法となり得る。

実際、かかる手法は、既に中国を市場経済国と認定したオーストラリアが中国産品の正常価額の認定において使用しているほか、EU が一部の市場経済国の産品の正常価額認定に適用しているものである。しかし、上級委員会は、EU – Biodiesel 事件において、EU がアルゼンチン産バイオディーゼル AD 調査における正常価額の認定に適用した方法は WTO 協定 2.2.1.1 条に不整合であると判断している。

他方、EU (及び日本) が用いている類似国価格制度では、中国生産者とは全く関係のない第三国の生産品の販売価格を用いる。これは、AD 協定第 2 条に定める正常価額の認定方法の範疇にはない。よって、中国加盟議定書第 15 条 a 項の効力が失われた後に類似国価格方法を適用した場合、WTO 協定に不整合となると思われる。

以上から、中国産品の正常価額の認定に非市場経済方式を適用することができないこととなった場合に、AD 協定第 2.2 条の「特殊な市場状況」の認定に基づき構成価額を採用し、AD 協定 2.2.1.1 条に整合的に構成価額の原価要素の一部または全部を別途の情報、たとえ

---

<sup>151</sup> ナイスリー(2014) (前掲)162-164 頁、フェルムルスト(2016) (前掲)219-221 頁。また、Matthew R. Nicely & Brian Gatta “U.S. Trade Preferences Extension Act (TPEA) of 2015 Could Lead to Increased Use of ‘Particular Market Situation’ in Calculating Normal Value in Anti-Dumping Cases”, Global Trade and Customs Journal, Volume 11, Issue 5 (2016)。

ば第三国の市場価格に代替することができるか検討する。

## 1. AD 協定の規定

### (1) AD 協定 2.2 条

AD 協定 2.2 条は、次の通り定めて、輸出国の国内「市場が特殊な状況」にある場合、正常価額は第三国輸出価格または構成価額によることができると定めている。

*輸出国の国内市場の通常の商取引において同種の製品の販売が行われていない場合又は市場が特殊な状況にあるため若しくは輸出国の国内市場における販売量が少ないためにそのような販売によっては適正な比較を行うことができない場合には、ダンピングの価格差については、適当な第三国に輸出される同種の製品の比較可能な価格(代表的な価格である場合に限る。)との比較により、又は原産国における生産費に管理費、販売経費、一般的な経費及び利潤としての妥当な額を加えたものとの比較により決定する。(強調加筆)<sup>152</sup>*

輸出国の国内市場が特殊な状況にあると認定した場合、正常価額として使用すべき第三国輸出価格と構成価額の優劣は定められていない。したがって、かかる場合、輸入国の調査当局は構成価額により正常価額を認定することができる。

また、同条に「市場の特殊な状況」について定義はない。これまで、「市場の特殊な状況」の定義について検討した WTO 紛争解決事例もない。したがって、現在のところ、輸入国の判断に委ねられている状況である。

### (2) AD 協定第 2.2.1.1 条

構成価額を認定するにあたり、AD 協定は、第 2.2.1.1 条に、次の通り、「検討の対象となる製品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映していることを条件と」して「調査の対象となる輸出者又は生産者が保有している記録に基づいて算定する」と定めている。

2.2 の規定の適用上、費用については、通常、調査の対象となる輸出者又は生産者が保有している記録に基づいて算定する。ただし、その記録が、輸出国において一般的に認められている会計原則に従ったものであり、かつ、検討の対象となる製品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映していることを条件とする。当局は、費用の適正な配分に関して入手することができるすべての証拠を考慮する。この証拠には、調査の過程において輸出

---

<sup>152</sup> 原文を第 6 章 3. に記載した。

者又は生産者によって提出されたものを含む。… (強調加筆)<sup>153</sup>

よって、生産者の帳簿が調査対象製品の「生産に係る費用を妥当に反映して」いない場合、輸入国調査当局は、別途の価値を用いることができる。

## 2. オーストラリアの対応

### (1) 概要

オーストラリアは、2005年4月18日、中国と自由貿易協定の交渉を正式に開始するに際して、中国をダンピング調査において市場経済と扱うことに合意した<sup>154</sup>。その一方、1901年関税法において、調査当局が市場経済国の国内販売価格が正常価額としてふさわしくない状況であると判断したときは、正常価額として輸出国の国内販売価格ではなく、構成価額または第三国価格を用いると規定している。<sup>155</sup>

さらに、実施規則において、構成価額には、輸出国の GAAP (一般に(公正妥当と)認められた会計原則)に基づいており、かつ製品を生産するための原価が競争的な市場の原価を合理的に反映していると認められたときは、生産者の帳簿上の原価を用いるとしている<sup>156</sup>。そのいずれかの状況が認められなかった場合、たとえば、生産原価は「競争市場」を反映したものではない場合、他の情報に基づいて計算する。

### (2) 最近の事例

オーストラリア AD 委員会は、直近の事例である中国産鋼研削ボール AD 調査において、次の点を理由として、中国の鋼研削ボール市場は歪曲しているため、中国国内価格を正常価額として使用することはできないと判断した<sup>157</sup>。

- ・ 委員会は、過去の中国産鉄鋼製品の AD 調査において行った分析と同様に、中国政府は、中国鉄鋼産業に対して、数多くの政府計画、政策を実施し、補助金を交付し、優遇税制を適用して、数多くの国有鉄鋼企業に影響を与えており、同産業は特殊な市場状

<sup>153</sup> 原文を第6章4.に記載した。

<sup>154</sup> *Memorandum of Understanding between the Department of foreign Affairs and Trade of Australia and the Ministry of Commerce of the People's Republic of China on the recognition of China's full market economy status*, paragraph 2, 18 April 2005, (available at [https://dfat.gov.au/trade/agreements/chafta/Documents/mou\\_aust-china\\_fta.pdf](https://dfat.gov.au/trade/agreements/chafta/Documents/mou_aust-china_fta.pdf) as of May 19, 2017)。

<sup>155</sup> 1901年関税法第269TAC条(2)

<sup>156</sup> 実施規則43(2)。

<sup>157</sup> Report No. 316 on Alleged Dumping and Subsidization on Grinding Balls Exported from the People's Republic of China, 6 June 2016, para 5.5 and Appendix 2, pp. 22-24, and 82-94 (available at <http://www.adcommission.gov.au/cases/EPR%20301%20%20350/EPR%20316%20-%20archived%209%20December%202016/054%20-%20Final%20Report%20316.pdf> as of 15 May 2017)

況にあると認められる。

- よって、鋼研削ボールの主たる原材料の原価(購入価格)は中国政府の介入に影響されている。したがって、鋼研削ボールの売上原価は販売価格を設定する基礎として不適切である。
- 中国政府は、質問状に回答しなかった。したがって、AD 委員会は現状を改めて分析する情報に欠けている。

このため、AD 委員会は、正常価額として構成価額を用いることとした。そして、構成価額を構成する原材料である棒鋼の市場価格は、「特別な市場状況」で分析した通り中国政府の介入により歪曲されているため、中国生産者の原価は、法令に定める「競争市場におけるコストを合理的に反映している」もの<sup>158</sup>ではないとし、代替するベンチマーク価値を検討した。その結果、ラテンアメリカ・ビレット輸出価格、フェロアロイ価格、及び中国輸出者がビレットから棒鋼を製造する費用に基づいて本件に適用する棒鋼のベンチマーク原価を算定することとした。そして、中国生産者の帳簿上の棒鋼原価と棒鋼ベンチマーク原価との差額を、当該帳簿上の鋼研削ボール生産原価に加え、正常価額とした。

AD 委員会は、中国産鉄製収納棚においても正常価額として使用した構成価額に同様な変更を加えている<sup>159</sup>。

ただし、オーストラリア AD 委員会は、全ての中国産品に対する AD 調査においてかかる調整を行っているものではない。たとえば 2017 年 5 月の中国産 A4 コピー紙 AD 調査最終決定では、中国の国内販売価格を正常価額として使用している<sup>160</sup>。

### 3. EU- Biodiesel・WTO 紛争—「特殊な市場状況」の適用

上述のオーストラリアの手法は、中国を市場経済と認定した後も中国産品の AD 調査において原材料原価に代替価値方式を適用しているものと言える。しかし、次に述べる EU- Biodiesel 事件における上級委員会の判断<sup>161</sup>は、その適用範囲を大きく制限するものとなった。

<sup>158</sup> 関税法第 269TAC 条(5A)(a)及び実施規則 43 条(2)。

<sup>159</sup> *Termination Report 355 on Alleged Dumping and Subsidization of Steel Shelving Units Exported from the People's Republic of China*, 23 February 2017, 第 5.10.1.2 節, 5.10.2.3 節, 5.10.3.2 節, 5.10.4.2 節, 5.10.5.2 節, 5.10.6.2 節, 5.10.7.2 節, 及び Appendix 1 at pp. 39-46, and 107. (available at <http://www.adcommission.gov.au/cases/EPR%20351%20%20450/EPR%20355/070%20-%20Rport%20-%20TER%20355.pdf> as of 15 May 2107).

<sup>160</sup> Report No. 341 A4 Copy Paper – Brazil, China, Indonesia and Thailand, 17 March 2017, 第 6.8.2.3 節及び第 6.8.3.3 節 (available at <http://www.adcommission.gov.au/measures/Documents/A4%20Copy%20paper/DCR%20-%20A4%20Copy%20paper1.pdf> as of 15 May 2017)。

<sup>161</sup> *EU – Biodiesel* 上級委員会報告書(前掲)。

EUは、アルゼンチン産バイオディーゼル AD 調査において、AD 協定 2.2 条を域内法化した EU 規則 2 条 3 項に定める「特殊な市場状況」、さらに AD 協定第 2.2.1.1 条を域内法化した EU 規則第 2 条 5 項に基づき、構成価額を構成する原材料価格が「費用を妥当に反映して」いないとして、別途の価値に差し替えて構成価額を認定した。アルゼンチンは、かかる扱いを不服として WTO 紛争解決機関に提訴したものである。

なお、EUは、インドネシア産バイオディーゼル AD 調査においても、同様に「特殊な市場状況」が存在するとして、調査対象企業が実際に負担した原価ではなく、国際市場価格を基礎として計算した構成価額を使用している。インドネシアは、かかる構成価額は AD 協定 2.2 条等に不整合であるとして WTO パネルで争っている。同パネルは、その報告書を 2017 年の半ばに発出するとしている<sup>162</sup>。ロシアも、同様の点を 2016 年 12 月 16 日に設置された WTO パネルで争っている<sup>163</sup>。

## (1) 事実関係

アルゼンチン産バイオディーゼルは大豆及び大豆油を原料として生産されている。アルゼンチンは、大豆及び大豆油輸出に 32%～35%の差額輸出税 (Differential Export Tax, DET) を課していた。このため、輸出向けの工場出荷価格は国際市場価格よりも低く抑えられていた。アルゼンチンは、また、大豆及び大豆油の国内参照価格として「FAS 理論価格」を発表していた。以上から、原材料生産者は、FAS 理論価格に基づき、輸出、国内とも同じ価格で販売していた。

EUは、国内販売価格は、DETにより歪曲され、国際価格よりも不当に低く抑えられているため、アルゼンチンのバイオディーゼル生産者の生産原価は合理的な原料価格を反映していないと判断した。そして、大豆・大豆油原価を、歪曲されていない価格、即ち、アルゼンチン農業省が公表しているアルゼンチン FOB 価格から輸出のための国内費用 (fobbing costs) を差し引いた価格に差し替えて、構成価額を認定した。

## (2) 上級委員会の判断

### ① 構成価額を構成すべき「合理的な原価」について

上級委員会は、AD 協定第 2.2.1.1 条は「検討の対象となる製品の生産及び販売に係る費用を妥当に反映している」場合、調査当局は生産者の(帳簿上の原価などの)記録を使用する

---

<sup>162</sup> European Union - Anti-Dumping Measures on Biodiesel from Indonesia, Communication from the Panel, WT/DS480/4, dated 22 April 2016.

<sup>163</sup> European Union - Cost Adjustment Methodologies and Certain Anti-Dumping Measures on Imports from Russia - (Second complaint) - Request for the Establishment of a panel by the Russian Federation, WT/DS494/4, dated 11 November 2016. また、[https://www.wto.org/english/tratop\\_e/dispu\\_e/cases\\_e/ds494\\_e.htm](https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds494_e.htm) (available as of 15 May 2107) 参照。

ことを義務付けられるが、かかる義務が生ずる場合であるか否かは、調査対象製品の生産・販売と真正な関係を有する原価が生産者の記録に合理的に反映されているか否かから判断するとしている、との解釈を示した。したがって、調査当局は、生産者の原価記録に調査当局が合理的であると考え原価が反映されているか否かを基準として生産者の記録を採用するか否かを判断することはできない、とした。

また、かかる合理性は、次の観点から検討することができるとした。

- ・ 生産者が負担した全ての原価が把握されているか。
- ・ 生産者の記録上の原価は生産者が実際に負担した原価を過小または過大に評価したものではないか。
- ・ 独立事業者間ではない取引その他の実務(practices)は、調査当局に報告された原価の信頼性に影響するものではないか<sup>164</sup>。

## ② 生産原価は原産国外の情報を使用できるか

本件では、AD 協定 2.2 条に基づき構成価額を正常価額とする場合に、同条の「原産国における生産費」との文言から、生産原価の一部または全部を原産国外の情報(本件では輸出価格)に基づくことが認められるかが問題とされた。

上級委員会は、原産国外の情報に基づくことは妨げられないとしたが、調査当局が原産国外の情報に基づき生産原価を計算できるのは、2.2.1.1 条の制約から次の場合に限られるとした。

- ・ 調査対象輸出者・生産者の記録に基づく原価計算義務が適用されない場合。
- ・ 調査対象輸出者・生産者の情報が入手できなかった場合<sup>165</sup>。

また、原産国外の情報を用いる場合には、かかる情報を原産国における生産原価となるよう調整しなければならないとした<sup>166</sup>。

## (3) 分析

### ① AD 協定 2.2 条の「特殊な市場状況」と言える状況

上級委員会は、本件において、AD 協定第 2.2 条は「特殊な市場状況」について定義してい

<sup>164</sup> *EU – Biodiesel* 上級委員会報告書(前掲)、para. 6.41.

<sup>165</sup> *EU – Biodiesel* 上級委員会報告書(前掲)、para. 6.73.

<sup>166</sup> *EU – Biodiesel* 上級委員会報告書(前掲)、para. 6.70.

ないと述べた<sup>167</sup>ものの、具体的にどのような状況を指しているかの判断は示さなかった。

EU は、基本 AD 規則第 2 条 3 項に「特殊な市場状況」の定義を次の通り定めている。

A particular market situation for the product concerned within the meaning of the first subparagraph may be deemed to exist, inter alia, when prices are artificially low, when there is significant barter trade, or when there are non-commercial processing arrangements.

米国は、その法令に「特殊な市場状況」の定義をおいていないが、商務省の AD マニュアルで、その定義について次の通り述べている。

Although the Act does not identify these “particular market situations,” several are set forth in the SAA. See SAA at 152. Examples of “particular market situations” include: (1) where a single sale in a foreign market constitutes five percent of sales to the United States; (2) where there are such extensive government controls over pricing in a foreign market that prices in that market cannot be considered competitively set; and (3) where there are differing patterns of demand in the United States and a foreign market.<sup>168</sup>

これら定義のいずれも、GATT 及び AD 協定にいう「通常の商取引」とは言えない状況を掲げているものと思われる。

正常価額とは、GATT 第 6 条 1 項(a)に「輸出国における消費に向けられる同種の製品の通常の商取引における比較可能な価格」とするとされ、また、AD 協定 2.1 条に「輸出国における消費に向けられる同種の製品の通常の商取引における比較可能な価格」とすると定めている。いずれも「通常の商取引」における価格を正常価額とするとしている。上級委員会は、*US – Hot-Rolled Steel* において、「通常の」商業実務に相容れない取引条件、市場の条件ではない基準により確定される販売価格は「通常の商取引」の価格とは言えず、比較対象としてはならない、との判断を示している<sup>169</sup>。

AD 協定第 2.2 条は、第 2.1 条を受けて、正常価額とはならない輸出国内販売価格の例を示したものである。よって、同条の「特殊な市場状況」も、この文脈において解釈されるべきである。即ち、輸出国市場の状況が通常の市場条件による価格形成を阻害している場合には、「特殊な市場状況」であるとして、その価格を輸出価格の比較対象としないことが認められると考える。たとえば、政府が市場に介入しているため価格は市場原理により形成されていないと

<sup>167</sup> *EU – Biodiesel* 上級委員会報告書(前掲) fn. 87 to para. 5.13.

<sup>168</sup> Antidumping Manual Chapter 8, I.B., p.5. (available at <http://enforcement.trade.gov/admanual/2015/Chapter%2008%20Normal%20Value.pdf> as of 16 May 2017)

<sup>169</sup> *US – Hot-Rolled Steel* 上級委員会報告書(前掲) paras. 140, 145.

認められる場合、「特殊な市場状況」が存在するとして、当該市場における価格を正常価額としないことが認められると考える。

以上から、EU 及び米国の「特殊な市場状況」の定義は、わが国が「特殊な市場状況」を認定する上で参考となろう。

## ② 構成価額において代替価値を適用できる範囲

上級委員会は、第 2.2.1.1 条の文言から、構成価額を構成する原価の正当性は、市場経済の観点から合理的であるか否かから判断するものではなく、生産者が実際に負担した原価が反映されているか否かを判断基準としなければならない、とした。したがって、輸出国内の原材料市場が政府の介入により歪曲されているため同国の原材料価格は市場原理に基づいていないという事実は、当該価格を構成価額の基礎とすることを否認する根拠とならない。

このように、上級委員会は、構成価額の生産要素に代替価値を適用する範囲を極めて限定した解釈を示したものである。

さらに、上級委員会は、輸出国生産者が調査当局の調査に協力して生産原価データを提出したにも関わらず、そのデータの一部または全部を否認して代替価値を使用してよい場合とは、次のいずれかの場合を指すとした。

- ・ 生産者の会計記録が輸出国の GAAP に従ったものではない場合。
- ・ 生産者が負担した原価が記録に把握されていない場合。
- ・ 生産者の記録上の原価は、実際に負担した原価を過小または過大に評価したものである場合。
- ・ 関連事業者間の取引その他の実務が報告された原価の信頼性に影響を与えている場合<sup>170</sup>。

これらのうち、最初から 3 番目までは、生産者の記録そのものの信憑性に問題がある場合であるが、上級委員会は、さらに、生産者の帳簿に実際の購入価格が記載されているにも関わらず、原材料の供給者が関連事業者である場合など、実際の購入額の信頼性に影響を与えている場合には、代替価値を適用できるとしている。

本件では、どのような場合に関連事業者の取引、その他どのような場合に報告された原価に信頼性の疑義があるとするができるかについての議論はない<sup>171</sup>。この点に関係し

---

<sup>170</sup> EU – Biodiesel 上級委員会報告書(前掲) para. 6.14.

<sup>171</sup> 上級委員会は、US – Softwood Lumber V パネル報告書(United States – Final Dumping Determination on Softwood Lumber from Canada, WT/DS264/R, adopted 31 August 2004, as modified by Appellate Body Report WT/DS264/AB/R)、Egypt – Steel Rebar パネル報告書(Egypt – Definitive Anti-Dumping Measures on Steel Rebar from Turkey, WT/DS211/R, adopted 1 October 2002) 及び EC – Salmon (Norway) パネル報告書(European Communities – Anti-Dumping Measure on Farmed Salmon from Norway, WT/DS337/R, adopted 15 January

て、上級委員会は、*EC – Fasteners (China)*において、次のいずれかの場合には政府または1個別企業と他の個別企業とを単一生産者とみなすことができると分析している。

- 1) 輸出者間に、共通の支配、株式保有、経営など、会社組織的な関係が存在すること。
- 2) 輸出者と国家の間に、共通の支配、株式保有、経営など、会社組織的な関係が存在すること。
- 3) 価格及び生産高に関して国家の支配又は実質的な影響（material influence）があること<sup>172</sup>。

この点から、国家の支配を受けている企業が、国家の支配を受けている他の企業から購入する材料については、同一生産者における内部取引であるとして、生産者の帳簿に記載された原価が独立事業者間取引価格であるといえるか検討し、そうではないと判断された場合には、調査対象生産者の記録上の材料原価を否認することができよう。その場合、「通常の商取引」に基づく構成価額を認定するため、代替価値として、政府の介入により歪曲されている購入価格、その他の独立事業者間取引価格とは言えない価格ではなく、「通常の商取引」に基づく購入価格の情報に依拠することを検討することができよう。かかる情報として第三国の代替価値を使用することもできるが、次に述べる調整が要請される。

### ③ 代替価値の調整

調査対象製品の生産原価の一部に代替価値を使用することが認められる場合、*EU – Biodiesel* 上級委員会は、2.2 条の規定から生産原価を構成する情報源として調査対象製品の原産国外の情報を基礎とすることができるが、かかる情報は第三国価値を原産国の原価に調整する必要があるとした。上級委員会は、その調整方法については何ら述べていない。また、AD 協定にも、原産国外の情報の調整方法に関する具体的規定はない。

よって、第三国の代替価値を生産国の原価に調整する方法については、調査当局に一定の裁量があると思われる。その場合において、次の点は、係る調整を行うガイダンスとなるのではないか。

第 1 に、上級委員会は、本事例で、EU が代替価値として適用した国境価格（平均輸出価格から FOB 費用を減じた額）は国内価格でもあると性格づけられる場合があるとしている<sup>173</sup>。これは、国際価格を基礎として、輸出国から輸出に要する費用を控除することにより、調査対象国の国内価格を算出する可能性を示唆している。

---

2008)について触れている(パラ 6.9, 脚注 105-107)が、いずれも、2.2.1.1 条第 1 文の第 2 条件について踏み込んだ判断を示したものではない。

<sup>172</sup> *EC – Fasteners (China)* 上級委員会報告書(前掲), para. 376.

<sup>173</sup> *EU – Biodiesel* 上級委員会報告書(前掲)、パラ 6.81.

第 2 に、補助金協定第 14 条(d) に基づく補助金の利益計算に係わり、生産国外の情報をベンチマークとした場合の事例が参考となろう。US – *Softwood Lumber IV* 上級委員会は、第三国における価格を基礎として輸出国の物品販売価格のベンチマークを決定する場合、当該第三国市場が比較優位をもたらしている要因を考慮した調整をしなければならない、との判断を示している<sup>174</sup>。これは、かかる差異を調整することにより、第三国の代替価格を調査対象国内市場価格とすることができることを示唆している。ただし、比較優位を調整するための要素は示されていない。したがって、この方法では慎重な対応を要する。

---

<sup>174</sup> US – *Softwood Lumber IV* 上級委員会報告書、*United States – Final Countervailing Duty Determination with Respect to Certain Softwood Lumber from Canada*, WT/DS257/AB/R, adopted 17 February 2004、パラ 109.

## 第5章 結論

中国産品の輸入から国内産業を保護する貿易救済措置は、G20 諸国の中国産品輸入の7%まで適用されている。その大宗を占める AD 措置は、正常価額を非市場経済方式により認定することにより、米国の例では市場経済方式に拠った場合に比して2.6倍を上回る AD 税率を課すことを可能としている。また、中国産品の正常価額の認定に非市場経済方式を適用することを取りやめて市場経済方式を適用することとした国では、AD 調査件数自体が減少しているとの報告もある。中国産品の正常価額に非市場経済方式を適用する米国、EU、カナダ、そしてわが国にとって、当該方式を今後も適用できるか否かは重要な問題である。

中国産品の AD 調査における非市場経済方式の適用は、中国 WTO 加盟議定書第 15 条 a 項の規定によって認められている。そのうち ii 号は 2016 年 12 月 11 日をもって失効したが、その失効の効果については専門家間で意見が分かれている。それらのうち、立証責任転換説のみが、全ての条項の意味が重複しないよう且つ全ての条項に意味を与えるよう解釈するという WTO 協定解釈の原則を満たしていると思われる。

2016 年 12 月 11 日以降、輸入国調査当局は、個別 AD 調査において収集された証拠に基づき、国内法令または行政ルールに定めた基準に従って、中国産品の正常価額認定に非市場経済方式を適用するか否かを判断できると考える。ただし、少なくとも、中国全体を市場経済と認定するための基準は、中国が WTO に加盟したときまでに輸入国の国内法令等に定められることが予定されていることに注意すべきである。

いずれにせよ、中国は、中国 WTO 加盟議定書第 15 条の効力を争点として WTO 紛争を提起しており、パネルに係属している。その推移を見守るべきである。

中国産品の正常価額を市場経済方式に基づいて認定せざるを得ないこととなった場合であっても、中国政府が調査対象産品の同種の産品の中国国内市場、または調査対象産品の生産に要する原材料等の投入財市場に介入し、通常の競争市場価格が形成されていないと認められる場合、AD 協定 2.2 条の「特殊な市場状況」にあるから国内販売価格は利用できないと判断して、正常価額は構成価額に基づくこととし、その構成要素である原材料原価を同 2.2.1.1 条に基づき第三国の市場価格に置き換える、という方法が考えられる。この方法は、既に中国を市場経済と認定しているオーストラリアが採用している方法である。しかし、EU – Biodiesel 上級委員会報告書からすると、特に原材料原価の差し替えについて、個別の中国生産者について中国政府の「関係会社」であると認定しない限り、WTO 協定に不整合とされる可能性が高いことに留意しなければならない。

## 第6章 資料:

### 1. 中国 WTO 加盟議定書第 15 条全文

#### **15. Price Comparability in Determining Subsidies and Dumping**

Article VI of the GATT 1994, the Agreement on Implementation of Article VI of the General Agreement on Tariffs and Trade 1994 ("Anti-Dumping Agreement") and the SCM Agreement shall apply in proceedings involving imports of Chinese origin into a WTO Member consistent with the following:

- (a) In determining price comparability under Article VI of the GATT 1994 and the Anti-Dumping Agreement, the importing WTO Member shall use either Chinese prices or costs for the industry under investigation or a methodology that is not based on a strict comparison with domestic prices or costs in China based on the following rules:
  - (i) If the producers under investigation can clearly show that market economy conditions prevail in the industry producing the like product with regard to the manufacture, production and sale of that product, the importing WTO Member shall use Chinese prices or costs for the industry under investigation in determining price comparability;
  - (ii) The importing WTO Member may use a methodology that is not based on a strict comparison with domestic prices or costs in China if the producers under investigation cannot clearly show that market economy conditions prevail in the industry producing the like product with regard to manufacture, production and sale of that product.
- (b) In proceedings under Parts II, III and V of the SCM Agreement, when addressing subsidies described in Articles 14(a), 14(b), 14(c) and 14(d), relevant provisions of the SCM Agreement shall apply; however, if there are special difficulties in that application, the importing WTO Member may then use methodologies for identifying and measuring the subsidy benefit which take into account the possibility that prevailing terms and conditions in China may not always be available as appropriate benchmarks. In applying such methodologies, where practicable, the importing WTO Member should adjust such prevailing terms and conditions before considering the use of terms and conditions prevailing outside China.
- (c) The importing WTO Member shall notify methodologies used in accordance with subparagraph (a) to the Committee on Anti-Dumping Practices and shall notify methodologies used in accordance with subparagraph (b) to the Committee on Subsidies and Countervailing Measures.
- (d) Once China has established, under the national law of the importing WTO Member, that it is a market economy, the provisions of subparagraph (a) shall be terminated provided that the importing Member's national law contains market economy criteria as of the date of

accession. In any event, the provisions of subparagraph (a)(ii) shall expire 15 years after the date of accession. In addition, should China establish, pursuant to the national law of the importing WTO Member, that market economy conditions prevail in a particular industry or sector, the non-market economy provisions of subparagraph (a) shall no longer apply to that industry or sector.

## 2. 作業部会報告書 149 項乃至 151 項

149. Members of the Working Party and the representative of China agreed that the term "national law" in subparagraph (d) of Section 15 of the Draft Protocol, should be interpreted to cover not only laws but also decrees, regulations and administrative rules.

150. Several members of the Working Party noted that China was continuing the process of transition towards a full market economy. Those members noted that under those circumstances, in the case of imports of Chinese origin into a WTO Member, special difficulties could exist in determining cost and price comparability in the context of anti-dumping investigations and countervailing duty investigations. Those members stated that in such cases, the importing WTO Member might find it necessary to take into account the possibility that a strict comparison with domestic costs and prices in China might not always be appropriate.

151. The representative of China expressed concern with regard to past measures taken by certain WTO Members which had treated China as a non-market economy and imposed anti-dumping duties on Chinese companies without identifying or publishing the criteria used, without giving Chinese companies sufficient opportunity to present evidence and defend their interests in a fair manner, and without explaining the rationale underlying their determinations, including with respect to the method of price comparison in the determinations. In response to these concerns, members of the Working Party confirmed that in implementing subparagraph (a)(ii) of Section 15 of the Draft Protocol, WTO Members would comply with the following:

- (a) When determining price comparability in a particular case in a manner not based on a strict comparison with domestic prices or costs in China, the importing WTO Member should ensure that it had established and published in advance (1) the criteria that it used for determining whether market economy conditions prevailed in the industry or company producing the like product and (2) the methodology that it used in determining price comparability. With regard to importing WTO Members other than those that had an established practice of applying a methodology that included, inter alia, guidelines that the investigating authorities should normally utilize, to the extent

possible, and where necessary cooperation was received, the prices or costs in one or more market economy countries that were significant producers of comparable merchandise and that either were at a level of economic development comparable to that of China or were otherwise an appropriate source for the prices or costs to be utilized in light of the nature of the industry under investigation, they should make best efforts to ensure that their methodology for determining price comparability included provisions similar to those described above.

- (b) The importing WTO Member should ensure that it had notified its market-economy criteria and its methodology for determining price comparability to the Committee on Anti-Dumping Practices before they were applied.
- (c) The process of investigation should be transparent and sufficient opportunities should be given to Chinese producers or exporters to make comments, especially comments on the application of the methodology for determining price comparability in a particular case.
- (d) The importing WTO Member should give notice of information which it required and provide Chinese producers and exporters ample opportunity to present evidence in writing in a particular case.
- (e) The importing WTO Member should provide Chinese producers and exporters a full opportunity for the defence of their interests in a particular case.
- (f) The importing WTO Member should provide a sufficiently detailed reasoning of its preliminary and final determinations in a particular case.

### 3. AD 協定 2.2 条

2.2 When there are no sales of the like product in the ordinary course of trade in the domestic market of the exporting country or when, because of the particular market situation or the low volume of the sales in the domestic market of the exporting country<sup>175</sup>, such sales do not permit a

---

<sup>175</sup> Sales of the like product destined for consumption in the domestic market of the exporting country shall normally be considered a sufficient quantity for the determination of the normal

proper comparison, the margin of dumping shall be determined by comparison with a comparable price of the like product when exported to an appropriate third country, provided that this price is representative, or with the cost of production in the country of origin plus a reasonable amount for administrative, selling and general costs and for profits.

#### 4. AD 協定 2.2.1.1 条

2.2.1.1 For the purpose of paragraph 2, costs shall normally be calculated on the basis of records kept by the exporter or producer under investigation, provided that such records are in accordance with the generally accepted accounting principles of the exporting country and reasonably reflect the costs associated with the production and sale of the product under consideration. Authorities shall consider all available evidence on the proper allocation of costs, including that which is made available by the exporter or producer in the course of the investigation provided that such allocations have been historically utilized by the exporter or producer, in particular in relation to establishing appropriate amortization and depreciation periods and allowances for capital expenditures and other development costs. Unless already reflected in the cost allocations under this sub-paragraph, costs shall be adjusted appropriately for those non-recurring items of cost which benefit future and/or current production, or for circumstances in which costs during the period of investigation are affected by start-up operations.<sup>6</sup>

-----

<sup>6</sup> The adjustment made for start-up operations shall reflect the costs at the end of the start-up period or, if that period extends beyond the period of investigation, the most recent costs which can reasonably be taken into account by the authorities during the investigation.

---

value if such sales constitute 5 per cent or more of the sales of the product under consideration to the importing Member, provided that a lower ratio should be acceptable where the evidence demonstrates that domestic sales at such lower ratio are nonetheless of sufficient magnitude to provide for a proper comparison.

## 参考文献

牧野直史『各国の国内 AD 制度における非市場経済国の扱い』

Chad P. Bown “*Should the United States Recognize China as a Market Economy?*” Peterson Institute for Internal Economics, December 2016, (available at <https://piie.com/system/files/documents/pb16-24.pdf> as of 18 May 2017).

Chad P. Bown, “*China’s Market Economy Status and Antidumping: A \$100 Billion, \$10 Billion, or \$1 Billion Dispute?*” Trade and Investment Policy Watch blog, June 8, 2016, Peterson Institute for International Economics (available at <https://piie.com/blogs/trade-investment-policy-watch/chinas-market-economy-status-and-antidumping-100-billion-10> as of 18 May 2017).

伊藤一頼「非市場経済国に対して代替国手法を用いた場合の情報開示の範囲、価格比較の方法～European Communities — Definitive Anti-Dumping Measures on Certain Iron or Steel Fasteners from China: Recourse to Article 21.5 of the DSU by China (WT/DS397/RW, WT/DS397/AB/RW)～」国際商事法務第 44 巻 7 号 (2016) 1035-1042 頁。

Francisco Urdinez and Gilmar Masiero “*China and the WTO: Will the Market Economy Status Make Any Difference after 2016*” the Chinese Economy 48:2, 155-172 頁 (2015) (available at <http://www.tandfonline.com/doi/abs/10.1080/10971475.2015.993228?journalCode=mces20> as of 13 May 2017).

Bernard O’Connor, *Market-economy status for China is not automatic*, VOX CEPR’s Policy Portal (available at <http://voxeu.org/article/china-market-economy> as of 4 May 2017)

Christian Tietje & Karsten Nowrot, “*Myth or Reality? China’s Market Economy Status under WTO Anti-Dumping Law after 2016*”, Policy Paper on Transnational Economic Law, No. 34, School of Law, Martin-Luther-University, Halle, December 2011, at page 7 (available at <http://telc.jura.uni-halle.de/sites/default/files/telc/PolicyPaper34.pdf> as of 4 May 2017)

Jorge O. Miranda, “*Interpreting Paragraph 15 of China’s Protocol of Accession*” Global Trade and Customs Journal 第 9 巻第 3 号 94-103 頁 (2014)

Jorge O. Miranda, *More on Why Granting China Market Economy Status after December 2016 Is Contingent upon Whether China Has in Fact Transitioned into a Market Economy*, Global Trade and

Customs Journal 第 11 卷第 5 号 244-250 頁(2016)。

Theodore R. Posner “*A Comment on Interpreting Paragraph 15 of China’s Protocol of Accession by Jorge Miranda*”, *Global Trade and Customs Journal* 第 9 卷第 4 号 146-153 頁(2014) .

Terence P. Stewart, et. al, “*The Special Case of China: Why the Use of a Special Methodology Remains Applicable to China after 2016*”, *Global Trade and Customs Journal* 第 9 卷第 6 号 272-279 頁 (2014)

Paul C. Rosenthal & Jeffery S. Beckington, “*The People’s Republic of China: A Market Economy or A Non-market Economy in Anti-dumping Proceedings Starting on December 12, 2016?*” *Global Trade and Customs Journal* 第 9 卷第 7&8 号 352-355 頁(2014)

Matthew R. Nicely “*Time to Eliminate Outdated Non-market Economy Methodologies*” *Global Trade and Customs Journal* 第 9 卷 4 号 160-164 頁 (2014)

Rao Weijia “*China’s Market Economy Status under WTO Antidumping Law After 2016*” *Tsinghua China Law Review*, 7 September 2013, pp. 151-168 (available at [http://www.tsinghuachinalawreview.org/articles/PDF/TCLR\\_0502\\_RAO.pdf](http://www.tsinghuachinalawreview.org/articles/PDF/TCLR_0502_RAO.pdf) as of 5 May 2017)

Folkert Graafsma & Elena Kumashova “*In re China’s Protocol of Accession and the Anti-Dumping Agreement: Temporary Derogation or Permanent Modification?*” *Global Trade and Customs Journal* 第 9 卷第 4 号 154-159 頁(2014)

Brian Gatta “*Between ‘Automatic Market Economy Status’ and ‘Status Quo’: A Commentary on ‘Interpreting Paragraph 15 of China’s Protocol of Accession’*” *Global Trade and Customs Journal* 第 9 卷第 4 号 165-172 頁(2014)

Li Zhenghao “*Paragraph 15 of China’s Accession Protocol in Light of the Working Party Report*”, *Global Trade and Customs Journal* 第 11 卷第 5 号 229-237 頁(2016)

Edwin Vermulst, Juhi Dion Sud & Simon J. Evenett “*Normal Value in Anti-Dumping Proceedings against China Post-2016: Are Some Animals Less Equal Than Other?*” *Global Trade and Customs Journal* 第 11 卷第 5 号 212-228 頁(2016)

Laurent Ruessmann & Jochen Beck “*2016 and the Application of an NME Methodology to Chinese*

*Producers in Anti-dumping Investigations*” *Global Trade and Customs Journal* 第9卷第10号 457-463 頁(2014)

Alan H. Price, Timothy C. Brightbill and Scott Nance “the Treatment of China as a Non-Market Economy Country after 2016” Wiley Rein LLP (September 15, 2016) (available at <http://www.wileyrein.com/assets/htmldocuments/The-Treatment-of-China-as-a-Non-Market-Economy-Country-After-2016.pdf> as of 18 May 2017).

Laura Puccio “*Granting Market Economy Status to China – An analysis of WTO law and of selected WTO members’ policy*” European Parliamentary Research Service (November 2015) (available at [http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2015/571325/EPRS\\_IDA\(2015\)571325\\_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2015/571325/EPRS_IDA(2015)571325_EN.pdf) as of 29 May 2017).

Matthew R. Nicely & Brian Gatta “*U.S. Trade Preferences Extension Act (TPEA) of 2015 Could Lead to Increased Use of ‘Particular Market Situation’ in Calculating Normal Value in Anti-Dumping Cases*”, *Global Trade and Customs Journal*, 第11卷第5号 238-243 頁(2016).